

整理番号 191

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日	6 年 3 月 22 日	支出額	<table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">百万</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">千</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">8</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">03</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">25</td> </tr> </table>	百万	千	円	8	03	25
百万	千	円							
8	03	25							
使 途	事務所契約更新代金(令和6年3月19日~令和8年3月18日)								

領収書等貼付欄

政務活動に使用する割合が $\frac{9}{10}$ 以上であるため

No. 16,446 ②

預り・領収証

埼玉県議会議員 荒木 裕介 殿

金額 ¥89,250*



所在地	埼玉県さいたま市桜区西堀2-2-10
貸 主	(有)村田管理サービス 代表取締役 村田 佳津男
物件名称及び号室	ロイヤルコートムラタ 100 号室

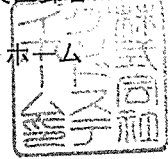
但し、別紙重要事項説明書記載の物件に対する賃貸借契約成立による左記充当金としてお預り致しました。

尚、新築又は建築中、又は空予定の物件に於ては、天候その他の都合で多少入居の遅れることがあります。予めご諒承下さい。

建設省告示第1552号により、手数料は家賃の()ヶ月分を予告し承諾を得ました。

2024年3月22日

登録番号：T3030001009720
 埼玉県さいたま市中央区鈴谷 5-2-2
 〒338-0013
 株式会社グッドステイホーム
 TEL 048-851-5551
 FAX 048-851-5552



	金額	内消費税 10%
3 月家賃		
小 計		
4 月家賃		
小 計		
契約一時金	預り金(更新事務手数料)	19,250 円 1,750 円
	預り金(契約更新料)	70,000 円
小 計	89,250 円	1,750 円
小 計	89,250 円	1,750 円
仲介手数料		
合 計	89,250 円	

責任者	担当者



更新事業用建物 賃貸借契約書

ロイヤルコートムラタ

100号室

貸主 有限会社村田管理サービス 様

借主 埼玉県議会議員 荒木 裕介 様

建物賃貸借契約書（事業用）

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	ロイヤルコートムラタ		
所在地(住居表示)	埼玉県さいたま市桜区西堀2-2-10		
構造・規模	鉄筋コンクリート造 7階建て		
用途	事務所		
契約面積	1 階部分	59.95	m ²
余白			

(2) 使用目的

議員事務所として

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2024年3月19日 から	2 年 - 月間	
終期	2026年3月18日 まで		
貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。			

(4) 賃料等

賃料	月額	77,000 円	(内消費税等 7,000 円 ・ 税率 10 %)
共益費(管理費)	月額	5,500 円	(内消費税等 500 円 ・ 税率 10 %)
保証金(敷金)		80,000 円	賃料の - ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・敷引			
駐車料		5,093 円 (内消費税等 463円・税率10%)	円
電気・水道料		5,500 円 (内消費税等 500円・税率10%)	
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を 毎月 末 日までに支払う	
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>		
	振込先金融機関名・支店名		口座種別
	口座番号		口座名義人・フリガナ
	振込手数料負担者	借主	持参先

(5) 貸主

貸主	氏名	有限会社村田管理サービス	電話	048 (861) 5234
	住所	埼玉県さいたま市桜区西堀2-2-20		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	-
	氏名	-

(6) 連帯保証の極度額

極度額	- 円
-----	-----

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 1 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/> 円
借主は契約更新時に取引業者に対し書類作成料として新賃料の0.25ヵ月分(消費税別)を支払うこととする。	

特約条項

借主は本物件の使用に際し、近隣の迷惑になるような騒音には十分留意しその使用をすること。
 また、迷惑になるようなことがあった場合は速やかに借主の責任において対処すること。
 本契約内容に記載のない事項については、当初の契約内容を遵守するものとする。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、本契約書2通を作成し、貸主、借主、署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和6年2月27日

貸主 住所 〒338-0832 さいたま市桜区西堀2丁目2番20号
 有限会社村田管理サービス
 氏名 代表取締役 村田 佳津男 電話番号 ()

借主 住所 さいたま市桜区西堀 2-2-10 100号室
 氏名 荒木 裕介 電話番号 048 (872) 1255

連帯保証人 住所 _____
 氏名 _____ 電話番号 ()
 極度額 _____ 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士 (この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)
 取引態様 媒介 ・ 代理 取引態様 媒介 ・ 代理
 免許証番号 埼玉県知事 (5) 第 1908 号 免許証番号 第 号
 事務所所在地 埼玉県さいたま市中央区鈴谷 事務所所在地
 商号 株式会社 グッドステ 商号
 代表者等 益子 賢治 代表者等
 登録番号 _____ 登録番号 第 号
 宅地建物取引士 _____ 宅地建物取引士

不動産賃貸契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主および借主は、頭書(1)に記載する賃貸借の目的物(以下「本物件」といいます。)について、以下の条項により賃貸借契約(以下「本契約」といいます。)を締結しました。

(使用目的)

第2条 借主は、頭書(2)に記載の使用目的で本物件を使用しなければなりません。

(契約期間)

第3条 本契約の契約期間は、頭書(3)に記載するとおりとします。

(賃料)

第4条 借主は、頭書(4)の記載に従い、賃料を貸主に支払わなければなりません。

2 1ヶ月に満たない期間の賃料は、その月の日割計算とします。

3 貸主および借主は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができます。

- 一 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合
- 二 土地または建物の価格の上昇または低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不相当となった場合

(共益費)

第5条 借主は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下この条において「維持管理費」といいます。)に充てるため、共益費を貸主に支払うものとします。

2 前項の共益費は、頭書(4)の記載に従い、支払わなければなりません。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、その月の日割計算とします。

4 貸主および借主は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができます。

(保証金または敷金)

第6条 借主は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金または敷金(以下「保証金等」といいます。)を貸主に預託するものとします。

2 貸主は保証金等に対して利息を付さないものとします。

3 貸主は、借主が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金等をその債務の弁済に充てることができます。この場合において、借主は、本物件を明け渡すまでの間、保証金等をもって当該債務の弁済に充てることを請求することができません。

4 前項により、貸主が保証金等を借主の債務の弁済に充当したときは、借主は保証金等不足額を遅滞なく貸主に預託するものとします。

5 借主は、保証金等の返還請求権を第三者に譲渡し、または担保の目的に供してはなりません。

6 貸主は、本物件の明渡しがあったときは、保証金等の全額を借主に返還します。ただし、本物件の明渡し時に、頭書(4)に記載する保証金償却または敷引、賃料・共益費等の滞納、第28条に規定する原状回復に要する費用の未払いその他の本契約から生じる借主の債務の不履行が存在する場合には、貸主は、当該債務の額を保証金等から差し引いた額を明示し、遅滞なく返還するものとします。

(契約の更新)

第7条 貸主および借主は、協議の上、本契約を更新することができます。ただし、貸主は、借主に対して契約期間満了の6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して契約期間満了前における頭書(3)記載の解約申入れ期間前までに、本契約を更新しない旨または本契約の条件を変更する旨の通知等、特別の意思表示をした場合は、この限りではありません。

(更新料)

第8条 借主は、貸主に対し、前条の更新の際、頭書(7)の更新料額の定めがあるときは、頭書(7)の更新料を支払うものとします。

(借主の負担すべき費用)

第9条 次の各号に掲げる費用については、借主の負担とします。

- 一 本物件内の水道光熱費
- 二 借主が貸主の承諾を得て本物件内に設置した内装・諸造作・設備・機器等の維持費・管理費
- 三 本物件(借主の諸造作・設備・機器等を含みます。)の清掃、手入れの費用
- 四 その他頭書および特約条項に記載した費用

(消費税等)

第10条 借主は、貸主に対し、賃料・共益費その他本契約に基づき借主が貸主に支払うべきもの(以下「賃料等」といいます。)で、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)が課されるものについては、当該支払額に法定の消費税等を加算して支払うものとします。ただし、本契約の存続期間中に消費税率が変更された場合、変更後の消費税率に従った賃料等を支払うものとします。

(債務遅延損害金)

第11条 借主が貸主に対し、賃料その他の本契約から生ずる金銭債務の支払いを遅滞したときは、これに対する年14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければなりません。ただし、借主は当該損害金の支払により貸主の契約解除権の行使を免れるものではありません。

(反社会的勢力の排除)

第12条 貸主、借主および連帯保証人は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約します。

- 一 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)ないしはこれらの者の支配下にある者ではないこと
- 二 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力ないしはこれらの者の支配下にある者に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと

ア 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為

イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

2 借主は、貸主の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部または一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、または転貸してはなりません。

(禁止または制限される行為)

第13条 借主は、本物件を頭書(2)に記載の使用目的以外の目的で使用してはなりません。

2 借主は、貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡(担保の提供、経営の委任、営業譲渡、合併、会社分割その他これに準ずる一切の行為による

3

4

(内部造
第14条

(修繕)
第15条

による借主の変更を含みます。)し、または転貸(共同使用、その他これに準ずる一切の行為を含みます。)してはなりません。

- 3 借主は、貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替または本物件の敷地内において工作物の設置を行ってはなりません。
- 4 借主は、本物件の使用に当たり、次に掲げる行為を行ってはなりません。
 - 一 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 二 本物件に反社会的勢力ないしこれらの者の支配下にある者を居住・利用させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
 - 三 本物件を、危険薬物の販売等の用に供すること
 - 四 本物件を、特殊詐欺の用に供すること
 - 五 本物件を、性風俗関連特殊営業の用に供すること
 - 六 衛生上有害となる行為を行うこと
 - 七 法令に違反し、または公序良俗に反する行為、および風紀を乱す行為を行うこと
 - 八 本物件内で居住または宿泊を行うこと
 - 九 本物件内に危険物を持ち込むこと
 - 十 本物件内で動物を飼育(一時預かりも含みます。)すること
 - 十一 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと
 - 十二 階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること
 - 十三 他のテナント・居住者・利用者・近隣等に迷惑をかける行為を行うこと

(内部造作および設備の新設等)

第14条 借主が次の行為を行う場合には、あらかじめ書面により貸主の承諾を得ることとします。

- 一 本物件内の間仕切り・建具および造作の新設または変更
 - 二 照明灯の増設・移転、通信回線の引込み架設、給排水・ガスおよび電気等の設備の新設・増設・移転・変更等
 - 三 金庫その他重量物の搬入据付
 - 四 看板および広告設備の設置
 - 五 その他前記第一号ないし第四号の行為に関連する一切の工事
- 2 借主は、前項の工事を行う場合には、貸主の指定もしくは承認する工事業者により、貸主の指示・監督に従い施工するものとし、その工事に要する費用は借主の負担とします。
 - 3 借主は、前項の工事を、契約期間内に実施するものとし、
 - 4 借主の費用により新設・付加した諸造作・設備等に賦課される公租公課は、宛名・名義の如何にかかわらず借主の負担とします。

(修繕)

第15条 貸主は、建物の躯体および共用部分並びに共用設備の維持保全に必要な修繕を行います。

- 2 前項の修繕を実施する場合、貸主は借主にその旨を通知するものとし、借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者は、貸主または貸主の指定する工事業者等の指示がある場合は、それを遵守するものとし、なお、借主は貸主に対し、当該修繕等の工事の実施によって被る損害の賠償を請求することはできないものとし、
- 3 借主は、本物件内に修繕を要する箇所を発見した場合には、貸主に速やかに通知しなければなりません。

- 4 借主の故意または過失にもとづく事由による修繕については、借主がその費用を負担するものとします。なお、借主は自己負担の修繕の場合であっても、修繕工事は貸主の指定業者が行うものとし、修繕工事の着手前に修繕費用を貸主に支払うものとします。

(損害賠償責任)

第16条 借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者の故意または過失により、貸主または他の賃借人等の第三者に損害を与えた場合は、借主はこれによって生じた一切の損害を賠償するものとします。

- 2 前項の者の行為による損害について、貸主が利益を失った場合および貸主の名誉・信用が害された場合においても、前項の定めと同様とします。

(善管注意義務)

第17条 借主は本物件および共用部を善良なる管理者の注意をもって使用するものとします。

(管理規約等の遵守)

第18条 借主は、本物件に係る管理規約・使用細則等を遵守するとともに、貸主が本物件の管理上必要な事項で借主に通知した事項について遵守し、他のテナント・居住者・利用者・近隣等の迷惑になるような行為をしないものとします。

(保険の加入)

第19条 借主は、本契約存続中、借主の負担により、貸主が指定した保険金額の借家人賠償責任特約付テナント総合保険等に参加し、その保険証券の写しを貸主に提出するものとします。

- 2 借主は、本契約が存続している限り、前項の保険を必ず更新しなければならないものとし、更新後遅滞なく保険証券の写しを貸主に提出するものとします。

(通知義務)

第20条 借主は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その内容を速やかに貸主に書面により通知しなければなりません。

- 一 借主が個人の場合、住所・氏名・屋号・連絡先・その他身分上の事項の変更
- 二 借主が法人の場合、住所・商号・代表者・連絡先・その他商業登記事項上の記載事項の変更
- 三 連帯保証人の住所・氏名・連絡先等の変更
- 四 借主が本物件を長期間(1ヶ月以上)不在にする場合の行先・期間・緊急連絡先
- 五 第22条第2項第七号ないし第九号に規定する事項があった場合

(免責)

第21条 地震・火災・水害等の天災地変、あるいは貸主が建物所有者および賃貸人として建物維持管理上通常払うべき程度の注意を払ったにもかかわらず、電気・ガス・水道その他建物の設備に起因もしくは関連して借主に損害が生じた場合、または盗難、示威運動、労働争議等により借主に損害が生じた場合、貸主はその責を負いません。

(契約の解除)

第22条 貸主は、借主が次に掲げる義務に違反した場合において、貸主が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができます。

- 一 第4条第1項に規定する賃料支払義務
- 二 第5条第1項に規定する共益費支払義務
- 三 第8条に規定する借主の更新料支払義務

(一部)
第23条

(期間)
第24条

- 四 第9条各号に規定する借主の費用負担義務
- 五 第15条第4項に規定する借主の修繕費用負担義務
- 六 第30条第6項に規定する連帯保証人を変更する義務

2 貸主は、借主が次に掲げる事象に該当した場合において、貸主が相当の期間を定めて当該事象の解消を催告したにもかかわらず、その期間内に当該事象が解消されずに、当該事象により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができます。

- 一 第2条に規定する本物件の使用目的遵守義務に反した場合
- 二 第13条第4項第六号ないし第十三号に定める行為を行った場合
- 三 借主に貸主の信用を著しく失墜させる行為があったとき
- 四 借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者に、共同利用および共同生活を乱す行為があったとき
- 五 本契約または本契約に付帯して締結される契約、覚書もしくは一棟の建物または本物件についての管理規約・使用規則等の遵守義務に反した場合
- 六 借主またはその使用人等において、自らの行為により警察の介入を生じさせる行為があったとき
- 七 借主に対して銀行の取引停止、または差押・仮差押・仮処分・強制執行があったとき
- 八 借主に対して破産・民事再生・会社更生・清算手続き等の申立があったとき
- 九 主務官庁等から営業許可の取消または停止の処分を受けたとき
- 十 その他本契約の各条項に違反したとき

3 貸主は、借主が次に掲げる事象に該当し、信頼関係の破壊が認められる場合には、何らの催告も要せず、本契約を直ちに解除することができます。なお、この場合、借主は本契約の解除による損害の賠償を請求することはできません。

- 一 第12条第1項に規定する確約に反した場合
- 二 第12条第2項の規定に反した場合
- 三 第13条第2項、第3項、および第4項第一号ないし第五号に規定する行為を行った場合
- 四 借主が本物件に入居の申込をする際の内容について虚偽の申出をしたことが判明した場合

(一部滅失等による賃料等の減額等)

第23条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用および収益できなくなった場合において、それが借主の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用および収益できなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとします。この場合において、貸主および借主は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するものとします。

2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用および収益できなくなった場合において、残存する部分のみでは借主が賃借した目的を達することができないときは、借主は、本契約を解除することができます。

(期間内解約)

第24条 本契約期間内であっても、借主は、貸主に対して、3ヶ月前までに書面により解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができます。

2 本契約期間内であっても、正当事由がある場合には、貸主は、借主に対して、解約日の6ヶ月前までに書面により解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができます。

3 第1項の規定にかかわらず、借主は、書面による解約申入れの日から3ヶ月分の賃料および

び共益費等相当額を貸主に支払うことにより、即時に本契約を解約することができます。

4 借主は貸主の承諾無くして解約の撤回、もしくは解約日の変更をすることができません。

(賃貸借期間開始前の解約)

第25条 借主が、本契約締結後、賃貸借期間開始前に本契約を解約する場合、貸主に対し書面による解約の申入れを行うものとし、この場合、借主は、賃料の 3 ヶ月分を貸主に支払うものとします。

(契約の終了)

第26条 本契約は、本物件の全部が天災、地変、火災等による滅失、あるいは都市計画事業等による収用若しくは使用制限その他の事由により使用および収益できなくなった場合には、当然に終了します。

2 本契約は、以下の事象が生じたときには終了します。

- 一 借主が個人の場合、借主の死亡により事業が終了したとき、または事業を継続する見込みがないとき
- 二 借主が法人の場合、借主の解散により事業が終了したとき、または事業を継続する見込みがないとき

(明渡し)

第27条 借主は、本契約が終了する日までに(第22条の規定にもとづき本契約が解除された場合にあつては、直ちに)、本物件を明け渡さなければなりません。

2 借主は、前項の明渡しをするときには、明渡日を事前に貸主に通知しなければなりません。

3 本契約終了と同時に、借主が本物件を明け渡さないときは、借主は契約終了の翌日から明け渡し完了する日まで、1ヶ月当たり、月額賃料および共益費の倍額に相当する額を損害金として貸主に支払うものとします。

4 本物件の明渡し時において、借主が本物件内に残置した物品がある場合には、借主はその所有権を放棄したものとみなして、貸主はその物品を処分することができるものとし、その費用については借主の負担とします。

(明渡し時の原状回復)

第28条 借主は、本契約が終了するときは、貸室内の物品等一切を搬出し、借主の設置した内装造作諸設備等を収去し、貸室を賃貸借契約当初の原状に復しなければなりません(以下、「原状回復」といいます。)

2 第1項に定める原状回復の工事は、貸主が指定若しくは承認する工事業者が施工するものとします。

3 第2項に定める原状回復の工事費用は、借主の負担とします。

4 借主は、本物件の明渡しに際して、その理由、名目の如何にかかわらず、借主が支出した必要費、有益費の償還、内装・諸造作・設備・機器等の償還または買取り、移転料、立退料、権利金等、貸主に対して一切の請求はできません。

(立入り)

第29条 貸主または貸主が指定する者は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の修繕・管理上特に必要があるときは、あらかじめ借主の承諾を得て、本物件内に立ち入り点検し、必要な措置を講ずることができます。

2 借主は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定にもとづく貸主の立入りを拒否することはできません。

3 貸主は、緊急の必要がある場合においては、あらかじめ借主の承諾を得ることなく、本物件内に

(連帯)
第30条

(財務)
第31条

(協議)
第32条

(管轄)
第33条

(特約)
第34条

立ち入ることができます。この場合において、貸主は、借主の不在時に立ち入ったときは、立入り後その旨を借主に速やかに通知しなければなりません。

(連帯保証人)

- 第30条 連帯保証人は、借主と連帯して、本契約から生じる借主の債務を保証するものとします。本契約が、更新された場合も同様とします。
- 2 連帯保証人は本契約書に実印を押印するとともに、貸主に対して、印鑑登録証明書(発行日が本契約締結前3ヶ月以内のもの。)を1通提出するものとします。
 - 3 連帯保証人が個人の場合に限り、前項の連帯保証人の債務の負担について、頭書(6)および記名押印欄に記載する極度額を限度とします。
 - 4 連帯保証人が個人の場合に限り、連帯保証人が負担する債務の元本は、借主または連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。
 - 5 貸主は、連帯保証人の請求があったときは、遅滞なく、次に掲げる事項に関する情報を提供しなければなりません。
 - 一 賃料、共益費および本契約に関する一切の金銭債務の情報
 - 二 第一号に関する利息、違約金、損害賠償その他第一号の債務についての不履行の有無とその額
 - 三 第一号に関する費用のうち弁済期が到来しているものの額
 - 6 連帯保証人としての適性を欠いた場合には、直ちにその旨を貸主に通知し、貸主が連帯保証人の変更を求めたときは、貸主の請求に従い、直ちに貸主が承諾する者に連帯保証人を変更しなければなりません。
 - 7 借主は、連帯保証人の住所、連絡先等に変更があったときは、直ちに貸主に通知するものとします。

(財務状況等の説明)

- 第31条 借主は、個人の連帯保証人に対し、民法第465条の10第1項にもとづき下記情報を提供したこと、また、提供した当該情報が真実かつ正確であることを表明し保証します。
- 一 財産および収支の状況
 - 二 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額および履行状況
 - 三 主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容
- 2 個人の連帯保証人は、借主から前項の情報の提供を受けたこと、また、当該情報の内容を理解した上で、本契約から生じる借主の債務を保証することを確認します。

(協議)

- 第32条 貸主および借主は、本契約書に定めがない事項および本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令および慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとします。

(管轄裁判所)

- 第33条 本契約から生ずる権利義務について紛争が生じたときは、本物件所在地の地方裁判所または簡易裁判所を合意管轄裁判所とします。

(特約条項)

- 第34条 第33条までの規定以外に、本契約の特約については、別に明記(2ページ)するとおりとします。

以上

整理番号 0015

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	05年 05月 22日 <small>他</small>	支出額	百万 千 円 4 3 6 5 ※政務活動費を充当した金額を記載
-------	---------------------------------	-----	---------------------------------------

使 途	ごみ処理代
-----	-------

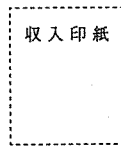
領収書等貼付欄	新井 豪
政務活動に使用する割合が9/10であるため	按分率 4,850円 × 90 % = 4,365円

領 収 証 新井豪事務所 様 No.

★ 7,350.-

内 訳	但 可燃ゴミ袋代
現金	
小切手	/
手形	/
消費税額等(%)	

5年6月28日 上記正に領収いたしました



埼玉県秩父市中町8-1-1
アサ力電器
浅賀義広
TEL0494-22-083

※領収書等には、①年月日、②金額、④発行者、⑤宛名が記載されている。
※按分した場合は、積算方法を余白

下記の通り領収しました。
廃棄物処理手数料
秩父広域市町村圏組合出納員
令和 5年 5月 22日
番 号 172
正味重量 300 kg
料 金 4,500 円
預り金 5,500 円
お釣り 1,000 円
秩父クリ302センター

に支出されたか分かるような記載)を、
記すること。)

整理番号

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日	<input type="text" value=""/> <input type="text" value="5"/> 年 <input type="text" value=""/> <input type="text" value="5"/> 月 <input type="text" value=""/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="2"/> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td><input type="text" value=""/></td> <td><input type="text" value="6"/><input type="text" value="3"/><input type="text" value="3"/></td> <td><input type="text" value="9"/><input type="text" value="6"/></td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円	<input type="text" value=""/>	<input type="text" value="6"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="3"/>	<input type="text" value="9"/> <input type="text" value="6"/>
百万	千	円							
<input type="text" value=""/>	<input type="text" value="6"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="3"/>	<input type="text" value="9"/> <input type="text" value="6"/>							

使 途	<p>事務所家賃(6月分)</p> <p><送金料を含む></p>	<p>$70.440 \times 0.9 = 63,396$</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
-----	-----------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------

領収書等貼付欄

$70.000 + 440 = 70.440$

③事務所家賃(6月分)

ご利用明細票

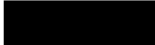
お取扱日	店番	お取引内容
05-05-22	03529	通帳送金
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N075	*70,000	
	残高	
	*	
送金料金	*440円	
振込予定日	05-05-22	
タケウチ マサフミ		

ご利用いただきましてありがとうございました。

— ゆうちょ銀行 —

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

賃貸借契約書

第1条 武内政文（以下「甲」と称する）は、（以下「乙」と称する）が所有する次の建物を借用する。

住所：埼玉県入間郡越生町越生895番地

第2条 甲は上記の建物を政務活動のための事務所として使用し、それ以外の目的のために利用することはできない。

第3条 借用期間は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までとする。


第4条 建物の賃借料（電気、ガス、上下水道を含む）は、月額70,000円とする。甲は、借用月の前月末日までに、乙の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。ただし、令和5年4月分については、同月末日までに支払うものとする。

第5条 甲の責により建物、調度品、備品などに破損が生じた場合、甲は現状回復のための費用を負担、又は相当品を提供するものとする。

第6条 上記に規定した以外の事項が生じた場合は、その取り扱いについて、甲乙協議の上決定するものとする。

令和5年4月1日

（甲）埼玉県入間郡越生町上谷450番地

武内 政文 

（乙）

平成31年4月8日より契約更新する

賃借人名札設置区画(1区画分)
(小島信昭様)

賃貸人

賃借人 小島信

(メーカー車種)三菱 エコゴン シルバー

(ナンバー)

駐車場賃借契約書

賃借人 [] とは、次に表示の駐車場（以下、「本件駐車場」という。）につき、賃借契約を締結した。

駐車場の表示

所在地 埼玉県さいたま市岩槻区本町6-1-8

区画 賃借人先入 接置区画分 () (区画)

第1条 (駐車場の用途)

賃借人は、本件駐車場を次に記載する自己の自動車の駐車目的のみに使用するものとする。

メーカー: スズキ 車種: エブリィワゴン ナンバー: []
指定区域内には、賃借人が指定した自動車以外の車を駐車しないものとする。

第2条 (賃料)

本件駐車場の賃料は月額金5,500円とし、賃借人は毎月25日までにその翌月分を支払うものとする。

第3条 (敷金)

賃料の支払いを担保するための敷金は無しとする。

第4条 (契約期間)

1. 契約期間は、平成 3 / 年 3 月 / 日から平成 3 / 年 3 月 3 / 日までとする。
2. 契約期間中、中途解約をする場合は、解約希望日の 1ヶ月前までに相手方にその旨通知するものとする。なお、解約した月の賃料は解約日までの日割計算とする。

第5条 (契約の更新)

1. 賃借人または賃借人が本契約の更新を希望しない場合は、契約期間満了の1ヶ月前までに相手方にその旨通知することとし、通知がない場合には、本契約は更新されたものとする。

第6条 (賠償責務)

賃借人、同業者その他の関係者が故意または過失によって駐車場またはその付属施設に損害を与えたときは、賃借人の責任と負担によりその損害を賠償すべきものとする。

第7条 (免責)

賃借人は、駐車場にある賃借人の自動車について、賃借人の責めに帰すべからざる事由により発生した天災、火災、盗難、損壊等による損害についての責任は一切負わないものとする。

第8条 (原状回復)

本契約の終了の後には、直ちに賃借人の自動車を本件駐車場の敷地外に移動し、賃借人が本件駐車場を賃借借成立当時の原状に復した上で、賃借人に明け渡すものとする。

第9条 (解除)

賃借人につき、次の場合の一つに該当する事由があったときは、賃借人は、何ら通知催告を要することなく直ちに本契約を解除できる。

- ① 賃料の支払いを2カ月分以上怠ったとき
- ② 賃借人の承諾なく賃借権の譲渡、転賃又はこれらに準ずる行為があったとき
- ③ 賃借人と賃借人との間の信頼関係を著しく害する行為があったとき
- ④ その他本契約に違反したとき

第10条 (管轄裁判所)

本契約に関する一切の紛争については、賃借人の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

第11条 (信義則)

賃借人及び賃借人は、本契約の解釈につき疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項が生じた場合には、お互いに誠実に協議してこれを解決するものとする。

上記の通り契約が成立したことを証し、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

平成 3 / 年 3 月 / 日

賃借人: 住所 []

氏名 []

賃借人: 住所 埼玉県岩槻区本町6-1-8

氏名 小島 信昭

整理番号 117

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日	05 年 05 月 23 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">百万</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">千</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">44</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">00</td> </tr> </table>	百万	千	円		44	00
百万	千	円							
	44	00							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途

駐車場代(4台分)更新手数料 政務活動に使用する割合が8/10以上であるため

4台分中1台分 $22000 \times \frac{1}{4} = 5500 \times 0.8 = 4400$

領収書等貼付欄

4台分中1台分 $5500 \times 0.8 = 4400$

2023年 5月 23日

領 収 証

内 沼 博 史 様 No. _____

★ $¥22,000.-$

但 双柳駐車場(4台分)更新手数料と支払(7/17)

2023年 5月 23日 上記正に領収いたしました

収 入 印 紙	内訳	税率	金額(税抜・税込)
		%	消費税額等
		税率	金額(税抜・税込)
		%	消費税額等

埼玉県飯能市仲町2番3号

全平沼株式会社

代表取締役 平沼 弘

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

駐車場賃貸借契約書 <更新契約>

貸與人(甲)と賃借人(乙)とは、下記の契約内容を承諾のうえ、本賃貸借契約を締結する。

駐車場名	双柳駐車場	番号 NO	■	駐車料金	月額 20,000円
所在地	埼玉県飯能市双柳373-10				
契約期間	令和5年7月1日から令和7年6月30日迄の2年間とする。				
振込先	支店	口座	NO	■	■
		名義	■		
カー、名称	色		登録番号		

- 第1条 賃料は毎月27日までに翌月分を甲の指定口座(上記)に振り込むこと。振込手数料は乙の負担とする。
- 第2条 本物件を駐車場のみに使用し、建築物や工作物は設置してはならない。
- 第3条 指定車両以外の車を置いてはならない。
- 第4条 乙は本駐車場を第三者に使用させたり賃借の譲渡及び転貸をしてはならない。
- 第5条 乙は駐車スペースを常に清潔に使用し、雑草等生えない様自主管理しなくてはならない。
- 第6条 乙は、本駐車場内に消防法、その他の法令等により危険物として指定されている物品の持ち込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第7条 乙の車に対して起きた事故、悪戯、盗難、天災地変による傷害、無断駐車等について甲は責任を負わない。よって、加害者、被害者の当事者間で、解決することとする。
- 第8条 乙が解約を申し出る時は、1ヶ月前までに、仲介者に通告しなければならぬ。但し、1ヶ月分を支払うことにより即時解約出来る。
- 第9条 解約の申し出が遅れた場合には、遅れた日数分の賃料を通告延滞金として甲に支払う。
- 第10条 甲は駐車場の廃止により契約の解除をする場合には、契約期間中であっても1ヶ月以上前に乙に通告することにより契約の解除ができる。
- 第11条 今後、本契約期間中に消費税率の改定があった場合には当然に新課税あるいは新税率が適用され、乙は以後の駐車場料金等の支払いについて新税率で計算さ

- 第12条 乙又はその関係者において、故意・過失・その他の事故により、甲の設備・造作・その他駐車中の他の車両等に生じた損害は、乙が直ちにその金額を賠償する責めを負う。
- 第13条 乙が、賃料の支払を1ヶ月以上怠った場合、又は第2条乃至第4条に違反した時、本契約の各条項に違反した時は、通告を要せずして即時契約の解除ができる。
- 第14条 更新時は、乙は更新事務手数料として新賃料の1ヶ月分+消費税を支払うこと。
- 第15条 駐車場内は、禁煙とする。

本契約の証として甲乙捺印し、本書を作成して各々一通を所持する。

令和5年5月23日

貸主(甲) 住所 ■■■■■
氏名 ■■■■■

仲介者 所在地 埼玉県飯能市仲町2-2
(甲)代理人 商号 会平沼株式会社
電話 042(972)7800

借主(乙) 住所 〒357-0023 飯能市岩沢729-2
氏名 内沼博史
電話番号 自宅 042(972)6432
お勤め先 ()

重要事項再確認

- 賃料は毎月27日迄に翌月分を支払う。
- 振込料は乙の負担。
- 場内のトラブルは当事者間で解決する。
- 解約は1ヶ月前までに仲介者へ通告する。
- 解約通知が遅れたら遅れた分の賃料を支払う。

整理番号

			6
--	--	--	---

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	<table border="1"><tr><td> </td><td>5</td><td>年</td><td> </td><td>5</td><td>月</td><td> </td><td>25</td><td>日</td></tr></table>		5	年		5	月		25	日	支出額	<table border="1"> <tr><td>百万</td><td>千</td><td>円</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td>184,42</td></tr> </table>	百万	千	円			184,42
	5	年		5	月		25	日										
百万	千	円																
		184,42																

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	事務所駐車場 賃料・仲介手数料。(賃料6月・7月分) $22844 \times \frac{8}{10} = 18275$
-----	-------------------------------------------------------------------

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

ご利用明細 三菱UFJ銀行

ご利用明細は必ずお持ち帰りください

年月日	取扱店番	お取引内容
050525	0630165	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
35780005		
時 刻	税込手数料	お取引金額
17.28	¥209*	¥22,844*
お取扱いできない場合	残 高	

ご案内 おつり *****

お振込先は
 武蔵野銀行
 武里支店
 普通 1085319
 カ. サソハウツ"ソク"様
 ご依頼人は
 サカイ ヒロミ様

+ 振込手数料 $209 \times \frac{8}{10} = 167$

_____ [振込手数料]

別紙を使用すること。

※領収書等には、①生(何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

契 約 金 明 細 書

榮 寛美 様

令和5年05月22日

株式会社サンハウジング

〒344-0021 埼玉県春日部市大場1057番地1

TEL:048-739-1235 FAX:048-739-1236

物件名： XXXXXXXXXX

所在地： XXXXXXXXXX

家賃起算日： 令和5年06月02日

		総 額	本 体	消 費 税
賃 料	6 月分 30 日割り 29 日分	¥7,444	¥6,767	¥677
	7 月分	¥7,700	¥7,000	¥700
管 理 費				
共 益 費				
付 属 施 設 料				
雑 費				
札 金	賃料の 〇 月分			
敷 金	賃料の 〇 月分			
保 証 金				
権 利 金				
仲 介 料		¥7,700	¥7,000	¥700
保 証 料				
合 計		¥22,844		

お振込の場合は、下記口座名義人宛てにご入金下さい。

ご精算金： 22,844 円

お支払期限： 令和5年05月26日

〆 武蔵野銀行 普通 株式会社サンハウジング 代表取締役 金子 勝博	〆 武里支店 口座No. 1085319
---------------------------------------------	----------------------------

<契約時に必要な書類>

契約者： ・運転免許証写し 1枚 ・車検証写し 1枚
 ・認印 (シャチハタ不可) ・契約金

表記の賃貸人を甲とし、表記の賃借人を乙、表記の連帯保証人を丙として、甲乙間に下記のとおり自動車駐車場の賃貸借契約を締結する。

第1条 甲は、表記の駐車場を乙に賃貸し、乙は、これを賃借する。

第2条 乙は、本駐車場を表記の車両を駐車する目的で使用し、これを反することはできない。ただし、甲の承諾を得た場合には表記車両を変更することができる。

第3条 本契約の期間は表記のとおりとする。ただし、期間満了の際、甲乙間で同意したときは契約を更新することができる。

第4条 賃借料は表記のとおりとし、乙は、毎月末日までにその翌月分を甲に持参し、又は甲の指定する方法により支払うものとする。1ヵ月未満の賃借料は、月額賃借料を日割した金額とする。

第5条 前条にかかわらず、公租公課の増額又は物価の高騰等の事情が生じたときは、甲は、賃借料の額を改訂することができる。

第6条 本契約締結と同時に、乙は、表記の金額を敷金として甲に支払う。この敷金は、本駐車場明渡時に存する延滞賃借料その他甲に対する金銭債務の弁済にあてるものとし、甲が清算するものとする。

第7条 乙は、甲の定める管理規則に従い本駐車場を使用するものとする。

第8条 乙は、本駐車場を他人に転貸してはならない。

第9条 乙又は乙の関係者が本駐車場内の施設又は自動車等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

第10条 天災、火災その他甲の責によらない事故による車両の損失又は盗難については甲は、一切その責任を負わない。

第11条 本駐車場の保全、防犯、防火その他止むを得ない事由があるとき、甲は、車両の移動その他必要な措置をとることができるものとする。

第12条 乙が賃借料の支払を怠ったとき又は本契約の定めの一に違反したときは、甲は、催告することなく本契約を解除することができる。

第13条 甲又は乙は、1ヵ月以前に予告して本契約を解約することができる。ただし、乙は、1ヵ月分の賃借料相当額の金員を甲に支払い即時に解約することができる。

第14条 乙は、本契約終了後ただちに本駐車場を明渡すものとし、乙が自動車を残置した場合は甲がこれを適宜処分しても異議ないものとする。

第15条 甲及び乙は、それぞれの相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。

二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。

三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。

四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

2 甲又は乙の一方について、次の各号の一に該当した場合には、その相手方は、何ら催告も要せずして、本契約を解除することができる。

一 前項の確約に違反する事実が判明したとき。

二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。

第16条 丙は、乙と連帯して、合意更新・法定更新にかかわらず本契約が存続する限り、本契約から生じる乙の一切の債務を負担するものとする。

2 前項の丙の負担は、記名押印欄に記載する極度額を限度とする。

3 丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときに、確定するものとする。

一 甲が丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の開始があったときに限る。

二 丙が、破産手続開始の決定を受けたとき。

三 乙又は丙が、死亡したとき。

4 前項に規定する場合、又は丙が、連帯保証人として要求される能力又は資力を失った場合は、乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする。

5 前項の場合において、新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第1項に定める義務を負うものとする。

6 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

上記契約の成立を証するため本証書3通を作成し、甲乙丙各自が1通を保有する。

整理番号				7
------	--	--	--	---

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	5年 5月 25日	支出額	百万 千 円 267989
使 途	事務所賃料(6月・7月分)、共益費、礼金、保証料 及び仲介手数料 $334,326 \times \frac{8}{10} = 267,461$		

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

+ 振込手数料 $330 \times 2 = 660$
 $660 \times \frac{8}{10} = 528$

別紙明細

〔振込手数料〕

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 7 - 2

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

347,326 - XXXXXXXXXX + 66,000 - XXXXXXXXXX
 (仲介手数料)

= 334,326

$334,326 \times \frac{8}{10} = 267,461$
 (支出額へ)

ご利用明細 三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。
このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容
050525	0630165	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
35790005	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX ***
時刻	税込手数料	お取引金額
17.30	¥330*	¥347,326*
お取扱いできない場合		残高

ご案内 <small>おつり</small>		*****
お振込先は		*****
武蔵野銀行		
武里支店		
普通 1085319		
カ. サンハウス"ソク"様		
ご依頼人は		
サカイ ヒロミ様		

ご利用明細 三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。
このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容
050525	0630165	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
35800005	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX ***
時刻	税込手数料	お取引金額
17.31	¥330*	¥66,000*
お取扱いできない場合		残高

ご案内 <small>おつり</small>		*****
お振込先は		*****
埼玉りそな銀行		
春日部西口支店		
普通 4603466		
カ) マルヤツ"ユウタク"様		
ご依頼人は		
サカイ ヒロミ様		

入 居 時 精 算 書

榮 寛美 様

令和5年05月22日

株式会社サンハウジング

〒344-0021 埼玉県春日部市大場1057番地1

TEL:048-739-1235 FAX:048-739-1236

物件名： 大島ハイツ 101号室

所在地： 埼玉県春日部市南四丁目26-4

家賃起算日： 令和5年06月02日

		総 額	本 体	消 費 税
賃 料	6月分 30日割り 29日分	¥63,800	¥58,000	¥5,800
	7月分	¥66,000	¥60,000	¥6,000
管 理 費				
共 益 費	6月分 30日割り 29日分	¥2,126	¥1,933	¥193
	7月分	¥2,200	¥2,000	¥200
駐 車 料				
付 属 施 設 料				
雑 費				
礼 金	賃料の 1ヶ月分	¥66,000	¥60,000	¥6,000
保 証 金				
権 利 金				
仲 介 料				
保 証 料		¥68,200	¥68,200	
合 計		¥347,326		

お振込の場合は、下記口座名義人宛てにご入金下さい。

ご精算金： 347,326 円

お支払期限： 令和5年05月26日

〆サソ 武蔵野銀行 普通 株式会社サンハウジング 代表取締役 金子 勝博	ㄨサト 武里支店 口座No. 1085319
-----------------------------------------------	------------------------------

<契約時に必要な書類>

- ・ ご入居者様：身分証明書写し、認印（シヤハツ不可）、口座のわかるもの、口座のお届印
- ・ お車：車検証の写し
- ・ ペット：写真（メール info@sunhousing-kasukabe.co.jp）

事業用建物賃貸借契約書

貸主

(以下「甲」という)と借主 榮 寛美

(以下「乙」という)は、事業用建物賃貸借契約(以下「本契約」という)を、付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、以下の条件で締結し、また甲と連帯保証人 (以下「丙」という)は、同契約約款のとおり乙の債務について連帯保証契約を締結した。

頭書(1) 賃貸借の目的物の表示等	名 称	大島ハイツ		1 階	101号室	
	所 在 地	(登記簿) 春日部市南四丁目 3520番地21、3520番地22				
		(住居表示) 埼玉県春日部市南四丁目26-4				
	種 類	アパート	家屋番号	3520番21		
	構 造	木造				2 階建
面 積	専有(壁芯)	20.00 m ² (約	6.05 坪)	その他使用可能な面積	m ² (約	
	バルコニー	m ² (約	坪)		坪)	
物件の所有者	(住所)	[REDACTED]				
	(氏名)					
頭書(2) 賃 貸 借 条 件	使用目的	事務所				
	賃 料	月額	66,000 円(うち消費税	6,000 円)	敷 金	(賃料の 1 ヶ月分)
		管理費	月額	円(うち消費税 円)		(金額)
	共 益 費	月額	2,200 円(うち消費税	200 円)	札 金	(賃料の 1 ヶ月分)
		駐 車 料	月額	円(うち消費税 円)		(総額)
	付属施設料	月額	円(うち消費税 円)	権 利 金	(うち消費税)	6,000 円
	雑 費	月額	円(うち消費税 円)		(総額)	円
	保 險 料	総額	19,000 円(うち消費税 円)	更 新 料	(うち消費税)	円
	保 証 料		68,200 円		新賃料の 1 ヶ月分	(別途消費税)
	保 証 金		円(3.3m ² 当たり 円)	更 新 手 数 料	新賃料の 0.5 ヶ月分	(別途消費税)
	敷金・保証金の返還時期	本物件の明渡し後				
	保証金の償却	・建物明渡し時に %		・契約更新時毎に %		
		(総額) 円 (うち消費税) (円)		(総額) 円 (うち消費税) (円)		
(償却分は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)						
契約期間	令和5年06月02日 から 令和7年06月01日迄の 2年 0ヵ月 0日間					
借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から 3 ヶ月の経過をもって発生する。					
賃料・管理費・共益費・駐車料及び・雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限	持参払	(住所) 持参先 (氏名)				
	振込先	口座No.			振込金額合計 (振込料は乙の負担とする)	
	口座名義人				68,200 円	
	口座引落	委託会社名 保証会社				
翌月分を毎月 27 日迄に前払(翌月分前払)。 但し、振込の場合は、27日までに入金を確認できるものとする。						

頭書(3) その他の	付 属 施 設	駐車場はお店の前（向かって左側）に小型車のみ1台駐車可					
	貸 与 す る 鍵 一 覧	[Redacted]					
		No.		No.		No.	
		No.		No.		No.	
鍵の引渡し並びに物件の引渡し日 令和5年06月02日				ポストボックス	[Redacted]		

頭書(4) 特約事項	別紙、特約事項を参照してください。
---------------	-------------------

本契約の締結を証する為本書3通を作成し、甲乙丙、媒介業者はこれに署名捺印したあと、甲乙丙各自が1通を保有する。

令和5年5月26日

	貸 主 ・ 甲	借 主 ・ 乙
住 所	〒 344-0021 埼玉県春日部市大場1057番地1	[Redacted]
電 話 番 号	048-739-1235	[Redacted]
氏 名	[Redacted] 貸主代理人 株式会社サンハウジング 代表取締役 金子 勝博	榮 寛 美

乙の連帯保証人・ 丙	〒 (住所) (氏名) (乙との関係) (電話番号) (勤務先) (極度額)	印	〒 (住所) (氏名) (乙との関係) (電話番号) (勤務先) (極度額)	印
---------------	----------------------------------------------------------	---	----------------------------------------------------------	---

保証機関	エルズサポート(株)
------	------------

(緊急時の連絡先)	〒 [Redacted] (氏名) [Redacted] (電話番号) [Redacted] (乙との関係) [Redacted]
-----------	----------------------------------------------------------------------

媒 介 業 者		媒 介 業 者	
免許番号	埼玉県知事(2)第22757号	免許番号	埼玉県知事(16)第000号
主たる 事務所 商 号	埼玉県春日部市大場1057番地1 株式会社サンハウジング	主たる 事務所 商 号	埼玉県春日部市中央1丁目1番地5 株式会社マルヤ住宅
代表者	代表取締役 金子 勝博 印	代表者	代表取締役 新井 康

宅 地 建 物 取 引 士		宅 地 建 物 取 引 士	
登録番号	[Redacted] 号	登録番号	[Redacted] 号
氏 名	[Redacted]	氏 名	[Redacted]
事務所名	株式会社サンハウジング	事務所名	埼玉県春日部市中央1丁目1番地5 株式会社マルヤ住宅
所在地	埼玉県春日部市大場1057番地1	所在地	埼玉県春日部市中央1丁目1番地5 株式会社マルヤ住宅
電 話	048-739-1235	電 話	TEL048-761-3737 FAX048-761-7010

特約事項

乙は契約時【エルズサポート（株）】の提供する賃貸保証委託契約を締結し保証料を負担すること。また1年毎の更新保証料を負担すること。

乙は契約時、借家人賠償特約付き家財保険に加入すること。更新時も同様とする。

契約当初から1年未満に本契約の解約又は解除した場合は短期解約違約金として賃料の1ヶ月分相当額60,000円を甲へ支払うこと。

乙は敷地内の庭木の手入や除草等の管理をし、ゴミや物品等を放置せず常に清潔を保つこと。

乙が鍵の交換を希望する場合、乙の費用負担にて甲の指定する業者へ依頼し1本以上を甲へ渡すこと。乙が鍵を1本でも紛失した場合、乙は鍵交換費用を負担すること。

本契約にかかわる振込手数料及び口座引落手数料は乙の負担とする。

室内外の建具の建付けや修理・交換は乙の負担とする。

本物件近隣より苦情等があった場合、乙が誠意をもって対処すること。

賃料等に関して将来消費税率が変更になった時には、当然その税率に合わせて賃料等の総額も増減する。

乙が造作、設備の新設、除去、変更その他本物件において現状を変更するいかなる場合も、消防法・建築基準法・その他関連法規を厳守し、必要があれば申請又は届出を消防署・春日部市役所等関係部署に提出し施工すること。又、現状変更をする場合にはあらかじめ甲に対し、事前に設計図等工事の内容を明らかにする書面を提出し、いずれの法規にも抵触していないことを、一級建築士等専門的知識の有る者より説明し、甲からその承諾を得なければならない。尚、これに違反した場合には、そのために生じた賠償責任はもちろんのこと、直ちに原状回復の義務を負うこととする。

白蟻を除く害虫や害獣の駆除は乙の負担とする。

棚・ブラインド・照明器具・換気扇・湯沸器・シャッター・シャッター棒・光コンセント・TVアンテナ・看板・自動ドア・火災警報器・キッチンシンク等の建物の躯体に係るもの以外全ての修理・交換は乙の負担とする。

建物に看板を設置する場合は、自動ドア入口上部にある既存の看板を利用すること。それ以外の固定看板は不可とする。

以上。

令和5年5月26日

特約事項の内容を確認し承諾します。

乙 住所

[REDACTED]

氏名

榮寛美

保証番号		契約締結日(本契約日)	西暦 2023年5月26日
原契約情報			
用途	事業	①賃料	66,000 円
物件名	大島ルナ	②管理費・共益費	2,200 円
号室	101	③駐車場	円
所在地	〒344-0064 埼玉県春日部市南4-26-4	④その他固定費	費目内訳 金額
原契約始期日	西暦 2023年6月2日	賃料等 毎月支払総額	68,200 円
		①+②+③+④	契約時受領賃料
		フリーレント	2023年7月まで

保証委託料・事務手数料情報

初回保証委託料※1	68,200 円	集金送金事務手数料	330 円
年間保証委託料※1・2	20,000 円	振替前コンビニ事務手数料	385 円
分割保証委託料(月額)※1・2	円	コンビニ事務手数料	350 円

※1 賃料等×保証委託料率(%)または固定額(円) ※2 賃料等が変更された場合、年間または分割保証委託料(固定額の場合を除く)は、変更後の賃料等で計算されます。

保証内容情報

保証開始日	西暦 2023年6月2日	フレキシブル保証上限額※3	賃料等の2ヶ月分
付帯サービス		総保証上限額	賃料等の24ヶ月分
その他サービス			
特約事項	【保証委託料に関する特約】年間保証委託料は固定額とする。		

※3 フレキシブル保証上限額は、①原状回復費用②更新料③早期解約違約金④解約予告義務違反違約金のいずれかに割当てることができる保証の上限額で、総保証上限額に含まれます。

振替内容・賃料等収納先

集金代行利用区分※4	集金代行型 SMBC(27日)	収納先	代理店
------------	-----------------	-----	-----

※4 毎月の約定日に引落がかららない場合や、お支払いがない場合に再請求事務手数料800円(税抜)がかかります。

賃借人情報

お名前フリガナ	カヒロミ
お名前	榮 寛美
ご住所	
電話番号	
メールアドレス	
私(賃借人)は、保証委託契約に関する重要事項の説明を受け、別紙の「個人情報の取扱に関する条項」および保証委託契約書約款(お申込みの内容を含む)に同意の上、保証委託契約書約款を受領して、保証会社に保証を委託する。	
賃借人 (署名)	(印)

□連帯保証人 / □緊急連絡先(該当する方にチェック)

お名前フリガナ	
お名前	
ご住所	
電話番号	
メールアドレス	
私(連帯保証人)は、保証委託契約書約款(連帯保証人)に従って、保証委託者の保証会社に対する保証委託契約上の債務の履行を連帯して保証する。(実印で押印の上、印鑑証明書を添付する。)	
保証委託契約書約款(連帯保証人)の「極度額」とは、賃料等月額4万円未満の場合には192万円、賃料等月額4万円以上の場合には賃料等の48か月分に相当する金額とする。なおここでいう「賃料等」とは、本契約時における賃料等をいう。	
連帯保証人 (署名)	(実印)

賃貸人情報(複数数の場合は共同賃貸人の代表の情報)

お名前フリガナ		電話番号	
お名前		メールアドレス	
ご住所			

代理店情報

代理店名	㈱サンハウジング	代理店コード	179882
		電話番号	048-739-1235
所在地	埼玉県春日部市大場1057番地1	FAX	048-739-1236
		担当者	

保証会社情報

〒163-6011 東京都新宿区西新宿6-8-1 新宿オークタワー11階	
エルズサポート株式会社	
家賃債務保証業者登録 国土交通大臣(2)第18号	
登録年月日: 2017年12月21日	
<お問い合わせ先>	電話番号: 03-6233-6260
	受付時間: 平日 9時~18時

約款の内容は下記URLまたはQRコードから
ご確認ください。

https://www.ls-support.co.jp/pdf/document/skip_ls202210_00.pdf



整理番号			3	2
------	--	--	---	---

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>5</td> <td>年</td> <td></td> <td>5</td> <td>月</td> <td></td> <td>2</td> <td>5</td> <td>日</td> </tr> </table>		5	年		5	月		2	5	日	支出額	<table border="1"> <tr> <td>百万</td> <td></td> <td>千</td> <td>2</td> <td>7</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>円</td> </tr> </table>	百万		千	2	7	0	0	0	円
	5	年		5	月		2	5	日													
百万		千	2	7	0	0	0	円														
		※政務活動費を充当した金額を記載																				

使途	<p style="text-align: center;">家賃(6月分)</p> <p style="text-align: right;">30,000 × 0.90 = 27,000.0</p>
----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

- ③家賃(6月分)
- ⑤埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	****
取扱店	お取引日	時刻	
56506	05-05-25	11:20	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥30,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	
¥			
お取引現金内訳		↓	認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	(硬貨)
円	円	円	円

※領収書は、重ねて貼付しない
※領収書を貼るスペースが足り
(別紙にも整理番号(枝番)を付

お振込明細またはご案内

お受取人

様

登録番号 0001

カキマ タカシ様

電話番号

取扱番号 250001

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

※印紙税を精付しない場合は*印で消しております。 →

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、○○」
④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

事業用賃貸借契約書(事務所) <更新>

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 柿沼 貴志 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	野間貸店舗 1～2階 号室区画番号(東)		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県行田市忍2丁目17番12号		
		(登記簿) 埼玉県行田市忍2丁目148番地1 家屋番号 148番1		
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 ()/瓦葺・スレート葺・ 亜鉛メッキ鋼板葺 ・セメント瓦葺・陸屋根・その他 ()/(2)階建/全(2)戸		
	種 類	居宅	新築年月	年月不詳
	面 積	約117㎡(登記面積 ㎡)		
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

県会議員事務所

頭書(3) 契約期間

令和3年 6月24日 から 令和5年 6月23日まで (2 年間)		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">目的物件の引渡し時期</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">令和1年6月24日</td> </tr> </table>	目的物件の引渡し時期	令和1年6月24日
目的物件の引渡し時期	令和1年6月24日	

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 30,000円 (内消費税等 円)	管理・ 共益費	月額 円 (内消費税等 円)	テナント 総合保険	借主自己手配 (保険証券の写し提出)
敷 金	90,000円 (賃料 3ヶ月)	看板 掲出料	無料	附 属 施設料	月額 円 (内消費税等 円)
礼 金	30,000円 (賃料 1ヶ月)	更新料	新賃料の1ヶ月分	更新事務 手数料	新賃料の1/4ヶ月分 +消費税
その他の条件		自治会費は借主負担。			
貸与する鍵	鍵 No.				
	本 数				
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで			
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込				
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

事業用賃貸借契約書(事務所) <更新>②

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 柿沼 貴志 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	野間貸店舗 1～2階 号室区画番号(東)		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県行田市忍2丁目17番12号		
		(登記簿) 埼玉県行田市忍2丁目148番地1 家屋番号 148番1		
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 ()/瓦葺・スレート葺・ 亜鉛メッキ鋼板葺 ・セメント瓦葺・陸屋根・その他 ()/(2)階建/全(2)戸		
	種 類	居宅	新築年月	年月不詳
	面 積	約117㎡ (登記面積	㎡)	
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

県会議員事務所

頭書(3) 契約期間

令和5年 6月24日 から 令和7年 6月23日まで (2 年間)		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; padding: 5px;">目的物件の引渡し時期</td> <td style="padding: 5px;">令和1年6月24日</td> </tr> </table>	目的物件の引渡し時期	令和1年6月24日
目的物件の引渡し時期	令和1年6月24日	

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 30,000円 (内消費税等 円)	管理・ 共益費	月額 円 (内消費税等 円)	テナント 総合保険	借主自己手配 (保険証券の写し提出)
敷 金	据置90,000円 (賃料 3ヶ月)	看板 掲出料	無料	附 属 施設料	月額 円 (内消費税等 円)
札 金	初回30,000円 (賃料 1ヶ月)	更新料	新賃料の1ヶ月分	更新事務 手数料	新賃料の1/4ヶ月分 +消費税
その他の条件		自治会費は借主負担。			
貸与する鍵	鍵 No.				
	本 数				
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで			
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	※振込手数料は借主負担となります			
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

整理番号			3	3
------	--	--	---	---

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td></td><td>5</td><td>年</td> <td></td><td>5</td><td>月</td> <td></td><td>2</td><td>5</td><td>日</td> </tr> </table>		5	年		5	月		2	5	日	支出額	<table border="1"> <tr> <td>百万</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td>千</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td>円</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td>9</td><td>0</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>	百万						千						円															9	0	0						
	5	年		5	月		2	5	日																																								
百万						千						円																																					
									9	0	0																																						

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	駐車場代(6月分) $10,000 \times 0.90 = 9,000.0$
-----	-------------------------------------------------

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

- ③ 駐車場代(6月分)
- ⑤ 埼玉県議会自由民主党議員団

※ 領収書は、重ねて貼付しない
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙にも整理番号(枝番)を付

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
 お持ち帰りください。 RESONA

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
56506	05-05-25	11:23
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥10,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり
¥		
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印紙税 (印紙) 認 証
万円	千円	円

お振込明細またはご案内 電信

登録番号 0002

6 7 11 カキマ タカシ様

電話番号 XXXXXXXXXX 印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

取扱番号 250001

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、○○」
 ④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

駐車場使用契約書

貸主 [REDACTED] と借主 柿沼貴志は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃地借契約を締結した。

頭書 (1) 駐車場の表示

所在地 行田市忍 2 丁目 144 番 1144 番-12

頭書 (2) 使用目的

来客用駐車場

頭書 (3) 契約期間

令和 2 年 8 月 1 日から令和 3 年 7 月 31 日までの 1 年間

頭書 (4) 賃料

10,000 円/2 台 (支払い方法: 振込)

頭書 (5) 更新に関する事項

自動更新

[REDACTED]

[REDACTED]

貸主 署名 [REDACTED]



借主 署名 柿沼貴志



整理番号			3	4
------	--	--	---	---

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<table border="1"> <tr><td> </td><td>5</td><td>年</td><td> </td><td>5</td><td>月</td><td> </td><td>2</td><td>5</td><td>日</td></tr> </table>		5	年		5	月		2	5	日	支出額	<table border="1"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td>4 5 0 0</td> </tr> </table>	百万	千	円			4 5 0 0
	5	年		5	月		2	5	日										
百万	千	円																	
		4 5 0 0																	

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	駐車場代(6月分) $5,000 \times 0.90 = 4,500.0$
-----	------------------------------------------------

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

- ③駐車場代(6月分)
- ⑤埼玉県議会自由民主党議員団

※領収書は、重ねて貼付しないこと
 ※領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙にも整理番号(枝番)を付記すること

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
 お持ち帰りください。 RESONA

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
56506	05-05-25	11:23
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥5,000	¥110
お取引後の残高(円)		おつり
¥		
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		
円	千円	円

お振込明細またはご案内

登録番号 0003

カキヌマ タカツ様

電話番号

取扱番号 250001

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、〇〇)
 ④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、別紙にも整理番号(枝番)を付記すること)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

駐車場使用契約書

貸主 [] (以下「甲」という。) と借主 柿沼 貴志 (以下「乙」という。) は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	行田市忍2丁目152番2		
	名称	忍2丁目駐車場	指定場所	[]

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	スタッフ及び来客用	登録番号	

頭書(3) 契約期間

契約期間	令和1年6月24日から 令和2年6月23日までの 1年間
目的物件の引渡し時期	令和1年6月24日

頭書(4) 賃料・敷金

賃料 (駐車場使用料)	5,000円/1台
敷金	金 円

支払期限： 契約時一括支払い

支払方法	1. 口座振替	振込先金融機関名 []
	2. 振込	預金: [] 口座番号: [] 口座名義人: [] 振込手数料負担者: 借主
	3. 持参	持参先:

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	[]
	住所	[]

管理業者	商号又は名称	
	所在地・TEL	
	賃貸住宅管理業者登録制度登録番号: 国土交通大臣 () 第 号	
	全国賃貸不動産管理業協会会員番号: ※全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名	(賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士: 登録番号) ※賃貸不動産管理士または賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と駐車場の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所 〒 -

(契約
第1条
物件
約」と

頭書(6) 更新に関する事項

自動更新

(契約
第2条
2 甲及

頭書(7) 特約事項

--

(賃料
第3条
2 甲及

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 1年 6月 日

甲・貸主	氏名	TEL
	住所	
乙・借主 (法人の場合)	商号	TEL
	代表者名	
	住所	
乙・借主 (個人の場合)	氏名	TEL
	住所	
連帯保証人	氏名	TEL
	住所	

一 土
二 土
三 近
3 1ヶ

(敷金
第4条
2 乙は
3 甲は
存在す
4 前項
ばなら

(禁止
第5条
てはな
2 乙は
3 乙は

一 届
二 届

宅地建物 取引業者	商号(名称)	代表者
	事務所所在地・TEL	
	免許証番号	
宅地建物取引 主任者	氏名	登録番号
	業務に従事する事務所	

(乙の
第6条

(契約
第7条

※印は実印

場合に
2 前項
おいて
3 乙は
4 本項
損害を

整理番号 45

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日	5 年 5 月 25 日	支出額	<table style="border-collapse: collapse; margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">百万</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">千</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">64352</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		64352	
百万	千	円							
	64352								

使 途	<p>事務所賃賃料(本町事務所)</p> <p style="text-align: right;">$80,440 \times 0.8 = 64,352$</p>
-----	------------------------------------------------------------------------------------------------

領収書等貼付欄

小島 信昭

政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため

13					
14					
15					
16					
17					
18					
19	05-05-25	送金	*80,000	ATM	
20	05-05-25	手数料	*440		
21					
22					
23					
24					

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します
お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
【項目名】 お支払金額・お預り金額・差引残高
・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
・その他の預金の場合は、円単位となります。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
57103	05-05-25	09:37
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥80,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		(認 証)
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円

お振込明細またはご案内 電信

お受取人 様

登録番号 0001

コッ マ ノフ アキ様

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」な
④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

電話番号 048-758-1624
取扱番号 400019

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

(更新)事業用貸借契約書(事務所)

貸主 (以下「甲」という。)と借主 埼玉県議会自民党議員団 小島 信昭 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

名称	高橋ビル1階貸事務所	1階	号室
所在地	(住居表示) 339-0057 さいたま市岩槻区本町5丁目5-12	区画番号()	
建物	(登記簿)	木造・(鉄骨造)鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他()	/
		瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ銅板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他()	/
種類	(3)階建/全()戸	新築年月	平成11年4月
面積	29.75 m ²	事務所	
附属施設			

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

埼玉県議会自民党議員団 団長 小島信昭 事務所

頭書(3) 契約期間

令和5年5月1日から令和7年4月30日まで(2年間)	
目的物件の引渡し時期	年 月 日

頭書(4) 賃料等

賃料	月額 80,000 円 (内消費税等)	家財保険料	円
敷金	継続 (賃料 1ヶ月)	80,000 円	
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. 本 本	本 本	本
賃料等の支払時期 翌月分を毎月 末 日まで			
賃料等の支払方法 <input checked="" type="checkbox"/> 振込 貸主指定の口座へ振込支払いする。 <input type="checkbox"/> 持参 <input type="checkbox"/> 口座引落 委託会社名			

頭書(5) 借主緊急連絡先

(氏名)	
(自宅)TEL	
(勤務先)TEL	(会社名・部署名)
(携帯)TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	

管理業者	商号又は名称 (有) 宝来屋不動産商会
所在地	339-0057 さいたま市岩槻区本町3-1-1 TEL 048-756-0538
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	02621

管理担当者 氏名 () (賃貸不動産経営管理士:登録番号 ()) ※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載 ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人 氏名 住所 小島 信昭
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社の提供 家賃債務保証会社名 主たる事務所の所在地

頭書(8) 更新に関する事項

※更新契約の時は、更新手数料として新賃料の0.5ヶ月分プラス消費税を支払う。

頭書(9) 特約事項

一、退去時は、スケルトンにて明渡しする。

ればならない。

(反社会的勢力ではないこととの確約)

- 第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。
- 一 自らが、暴力団員による不当行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
 - 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者という。)が反社会的勢力ではないこと
 - 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
 - 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - A 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - B 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

- 第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。
- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改装、移転、改築若しくは模様替え又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
 - 3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく(頭書(2)の事業内容を変更してはならない。
 - 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
 - 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
 - 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
 - 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
 - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
 - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること
 - 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威嚇を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
 - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
 - 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 階段・廊下等共用部分への物品の設置
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

- 第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
 - 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
 - 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなくてはならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けなければならない。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
 - 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

- 第10条 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめその旨を乙に通知しなければならない。この場合に於いて、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
 - 3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
 - 一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕
 - 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。

(契約の解除)

- 第11条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。
- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき
 - 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき
- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。
 - 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条の規定に違反したとき
 - 三 入居時に、乙又は運搬保証人について告げて重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始
 - 七 民事再生手続きの開始
 - 八 会社更生手続きの開始
 - 九 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
 - 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
 - 4 甲は、乙が第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの修繕)

- 第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

- 第13条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
 - 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。

3 頭書(7)で「家賃債務保証会社の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとす

る。

一 頭書(7)記載の家賃債務保証会社が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない

二 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない

三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させしめることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(契約の消滅)

第19条 本契約は、天災、地震、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(免責)

第20条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電氣、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第21条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第22条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1番管轄裁判所とする。

(特約事項)

第23条 特約事項については、頭書(9)記載のとおりとする。

らな

4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる

5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引渡し当初の原状に復せしめなければならない

6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない

(立入り)

第14条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない

3 本契約が終了した後本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び乙物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建築物の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合には、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ず立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない

(甲の通知義務)

第15条 甲は次の各号のいずれれに該当するときは直ちに乙に通知しなければならない

一 賃料等支払い方法の変更

二 頭書(6)に記載した管理者の変更

(乙の通知義務)

第16条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれれに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない

一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき、ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする

二 長引に休業するとき

三 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更

四 連帯保証人の死亡又は解散

(延滞損害金)

第17条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする

(乙の債務の担保)

第18条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する

2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする

一 頭書(7)記載の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする

二 連帯保証人が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第16条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする

三 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

整理番号 26

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>支出年月日</p>	<p>令和 5年 5月 26日</p>	<p>支出額</p>	<p>百万 千 円</p> <p>198346</p> <p><small>※政務活動費を充当した金額を記載</small></p>
--------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

使 途 **建現貸借料 (事務所6月分家賃料)**

$220,385 \times 0.9 = 198,346$

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
取扱店	お取引日	時刻
38031	05-05-26	14:28
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥440,000	¥770
お取引後の残高(円)		おつり
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) (500円) (100円) (50円) (10円)		(硬貨)

借料 110,000円

仲介料 110,000円

$220,000 + 385 = 220,385$

$= 220,385$

385円 (振込手数料)

別紙明細

振込金受取書 電信

お受取人 **埼玉縣信用金庫 鴻巣西口支店**

普通 6000790

カ) I-TEE-ホームズ 様

カネコユウタセイムカット ウツ ムツヨ様

電話番号 XXXXXXXXXX 印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

取扱番号 300068

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

いこと。
りない場合は、別紙を使用すること。
を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

入居時精算書

金子 裕太 様

令和5年05月14日

株式会社エーティホームズ
〒365-0055 埼玉県鴻巣市栄町2番24号
TEL:048-540-2311 FAX:048-540-2312

物件名： 大間事務所

所在地： 埼玉県鴻巣市大間798番地3

家賃起算日： 令和5年06月01日

				総 額	本 体	消 費 税
賃 料	6 月分	30 日割り	30 日分	¥110,000	¥100,000	¥10,000
管 理 費						
共 益 費						
駐 車 料						
付 属 施 設 料						
雑 費						
礼 金	賃料の		ヶ月分	¥0	¥0	¥0
[REDACTED]						
保 証 金						
権 利 金						
保 険 料						
仲 介 料				¥110,000	¥100,000	¥10,000
保 証 料						
鍵交換代						
合 計				¥440,000		

お振込の場合は、下記口座名義人宛てにご入金下さい。

ご精算金： 440,000 円

お支払期限： _____

--

事業用建物賃貸借契約書

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という)と借主 金子 裕太

以下「乙」という)は、事業用建物賃貸借契約(以下「本契約」という)を、付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、
 下の条件で本契約を締結し、乙と保証会社 金子 靖 (以下「丙」という)とは、賃貸保証契約約款の
 おり乙の債務ついて賃貸保証委託契約を締結した。

頭書(1) 賃貸借の目的物の表示等	名 称	大間事務所			1-2 階	
	所 在 地	(登記簿) 鴻巣市大間字原798番地3				
		(住居表示) 埼玉県鴻巣市大間798番地3				
	種 類	事務所	家屋番号	798番3		
	構 造	軽量鉄骨造				/ 2 階建
	面 積	専有(壁芯)	73.44 m ²	(約 22.21 坪)	その他使用 可能な面積	m ² (約 坪)
		バルコニー	m ²	(約 坪)		
	物件の所有者	(住所) XXXXXXXXXX				
		(氏名) XXXXXXXXXX				
	使用目的	事務所				
賃 料	月額	110,000 円	(うち消費税 10,000 円)	敷 金	(賃料の 1 ヶ月分) (金額) 220,000 円	
	管 理 費	月額	円		(うち消費税 円)	
共 益 費	月額	円	(うち消費税 円)	礼 金	(賃料の 1 ヶ月分) (総額) 0 円 (うち消費税) 0 円	
	駐 車 料	月額	円		(うち消費税 円)	
付属施設料	月額	円	(うち消費税 円)	権 利 金	(総額) 円 (うち消費税) 円	
雑 費	月額	円	(うち消費税 円)			
保 險 料	総額	円	(うち消費税 円)	更 新 料	(総額) 円 (うち消費税) 円	
保 証 料		円				
保 証 金		円	(3.3m ² 当たり)	更 新 手 数 料	新賃料の 1 ヶ月分 (別途消費税)	
敷金・保証金の返還時期	本物件の明渡し後					
保証金の償却	・建物明渡し時に % (総額) 円 (うち消費税) (円)		・契約更新時毎に % (総額) 円 (うち消費税) (円)			
	・その他 (償却分は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)					
契約期間	令和5年06月01日 から 令和8年05月31日 迄の 3年 0ヵ月 0日間					
借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から 3 ヶ月の経過をもって発生する。					
賃料・管理費・共益費・駐車料及び・雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限	持参払	(住所) 持参先 (氏名)				
	振込先	XXXXXXXXXX			振込金額合計 (振込手数料は乙の負担とする) 110,000 円	
	口座名義人	XXXXXXXXXX				
	口座引落	委託会社名				
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。						

整理番号

3

1

- 1

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	05年05月26日				
支出額	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4000</td> </tr> </table> 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 $80,000 \times 0.8 = 64,000$)	百万	千	6	4000
百万	千				
6	4000				
使 途	6月分事務所賃借料				
支 出 先	XXXXXXXXXX				

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



建物賃貸借契約書（事業用）

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	森田貸事務所 1階 N03号室
所在地（住居表示）	埼玉県東3丁目11番18号
構造・規模	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺き平家建て
用途	事務所（貸事務所）
契約面積	1階部分 31.77㎡
公営水道メーター（専用）、東京電力メーター（専用）、公共下水メーター（専用）、冷暖房機、駐車場スペース（2台分） 電気漏洩防止器1個	

(2) 使用目的

事務所として使用する。以下余白

(3) 契約期間

始期	令和4年7月1日	から	3	年	0	月	間
終期	令和7年6月30日	まで					

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額 80,000円（税込価格80,000円・税率 %）
共益費（管理費）	月額 0円（内消費税等 円・税率 %）
保証金（敷金）	80,000円 賃料1ヶ月分
保証金（敷金）の償却・取引	敷金の償却、取引はありません。
家財保険	40,000円 3年加入
礼金	0円
賃料等の支払方法	支払時期 翌月分を 毎月27日までに支払う
振込先金融機関名 ・支店名 口座番号 振込手数料負担者 借主	<input checked="" type="checkbox"/> 振込
	<input type="checkbox"/> 口座預り
	<input type="checkbox"/> 口座名義人・フリガナ
	<input type="checkbox"/> 持参先
家財保険は借家人賠償保険付きに3年加入、保険金額は家財の対象により金額が異なります。上記の40,000円は目安としてください。以下余白	

31-2

(5) 貸主

貸主 氏名	██████████	電話	██████████
住所	██████████		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者

住所 氏名	██████████
-------	------------

(6) 連帯保証の極度額

極度額	円
-----	---

(7) 家賃債務保証業者

家賃債務保証業者	前号または名称	電話
	所在地	
	家賃債務保証業者登録制度登録番号	国土交通大臣 第 号

(8) 更新料に関する事項 更新料の有無（有・無）

更新料の金額	<input type="checkbox"/> 新賃料の ヶ月分・ <input type="checkbox"/> 円
--------	---------------------------------------------------------------

契約更新時の更新料はないものとします。但し、契約更新時に更新の書類作成費、他、事務手数料として貸主、借主はそれぞれ仲介者に1ヶ月分の賃料の4分の1つづつを支払うものとする。以下余白

特約条項

- 1.本物件の敷金は退去時、専門業者によるハウスクリーニングの工事費用に充当させて頂きます。ハウスクリーニングにあたり業者からの見積提示後クリーニング工事に限り取り掛かります。クリーニング工事費が敷金より少ない金額の場合は敷金の差額を返還し、敷金を超えるクリーニング工事費の場合はクリーニング工事費を請求します。また、退去時室内外で補修工事等が必要と認められた場合、敷金を充当させて頂くことがあります。
- 2.既存のエアコンや照明器具、造作等は居抜きでの賃貸借に付き入居後の修理、メンテナンス等は借主の費用負担にて行い、貸主は行いません。
- 3.不動産賃貸借契約条項のうち、第5条（共益費）はその定めにかかわらず抹消します。以下余白

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書を通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人（印）各押印の上、各自その通を保有する。

令和 4 年 7 月 12 日

貸主（住所）

住所	██████████
氏名	██████████

借主（住所）

住所	██████████
氏名	中屋敷 慎一
	(電話番号)

連帯保証人（住所）

住所	██████████
氏名	██████████
	(電話番号)

(極度額)

極度額	円
-----	---

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

（この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています）

整理番号 0 0 3 2

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>支出年月日</p>	<p>0 5 年 0 5 月 2 6 日</p>	<p>支出額</p>	<p>百万 千 円</p> <p> 3 5 2</p> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>
--------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>使 途</p>	<p>6月分事務所賃借料の振込手数料</p> <p style="text-align: center;">$440 \times 0.8 = 352$</p> <p style="text-align: center;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため</p>
------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

領収書等貼付欄

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない(別紙にも整理番号(枝番)を付す)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
38042	05-05-26	13:48	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥80,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)			印紙税 認 証
円 千 円 円			

お振込明細またはご案内 電信

お受取人 XXXXXXXXXX

登録番号 0002

サイタマケツキ カイキ イソ ナカヤツキ ヲ様

電話番号 048-541-8110 印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

取扱番号 400050

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

⑤埼玉県議会自由民主党議員団 中屋敷慎一

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 0033

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p style="text-align: center;">経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦ 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
-----------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日	05 年 05 月 28 日	支出額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 33.33%;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 33.33%; text-align: center;">495</td> <td style="border: 1px solid black; width: 33.33%; text-align: center;">00</td> </tr> </table>	百万	千	円		495	00
百万	千	円							
	495	00							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p style="font-size: 1.2em;">政務活動事務所賃料(6月分)</p> <p>政務活動に使用する割合が $\frac{9}{10}$ 以上であるため</p> <p>(按分した場合の積算方法) $55,000 \times 0.9 = 49,500$</p>		
-----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

埼玉県議会議員 千葉 達也

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	*****
0017			
取扱店	お取引日	時刻	
56706	05-05-28	10:12	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥55,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		(印) 認証	
(1万円) (5千円) (1千円)		円	

お振込明細またはご案内

お受取人 XXXXXXXXXX

登録番号 0002

子ハ" タツヤ様

電話番号 XXXXXXXXXX

取扱番号 280001

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

55,000

0

55,000

[振込手数料]

別紙を使用すること。

※領収書等には、①千円目、②百円目、③使途(ただし、「〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

建物賃借契約書

(所在地) 加須市中央1丁目15-7建物1階南側部分13.2㎡(4坪)
(契約期間) 令和3年6月16日より令和5年6月15日まで
(賃貸料) 月額金55,000円也(税込)
(振込先) [REDACTED] 名義

上記物件を賃貸人(甲) [REDACTED] と賃借人(乙) 千葉達也 とで、下記条件により賃貸借契約を締結する。

(第1条) (使用目的)

1. 乙は本物件を「埼玉県議会自由民主党議員団 県政調査事務所」として使用する。
2. 営業種目に変更又は追加する場合は、3ヶ月前に甲に対し書面にて通知し、甲乙改めて協議し甲の承諾を得なければならない。

(第2条) (賃貸借の期間)

1. 賃貸借の期間は、令和3年6月16日から、令和5年6月15日迄の満2年間とする。
2. 期間満了6ヶ月前に甲乙双方から書面による異議の申し出がない時は、更に2年間継続使用することができる。

(第3条) (賃料)

賃料は前記記載の通りとし、乙は翌月分の賃料を毎月末日迄に甲指定の前記銀行口座へ支払うものとする。

(第4条) (更新時の賃借料)

賃借料は賃貸借期間満了2ヶ月前までに、甲乙協議の上増額することができる。

(第5条) (経費の負担)

甲は、本物件の水道・電気・電話等その貸室の使用に付随する諸設備の使用料は、甲の負担において当該業者に支払うものとする。公租公課も甲の負担とする。

(第6条) (権利の移転)

乙は、予め書面による甲の承諾なくして本物件の賃借権を、第三者に譲渡したり、担保に提供したり、その全部又は一部を第三者に使用させもしくは、共同使用することはできない。

(第7条) (改造・補修)

乙は、次に掲げる行為をする為には、予め書面による甲の承諾を得るものとし、その費用は乙の負担とする。

1. 造作・設備を新設し、附加し、除去し、又は変更すること。

2. 既設の電気器具及びガス・水道等の設備以外の新設・移転又は除去もしくは、器具の容量を変更すること。
3. 看板の取り付け・広告用垂幕、窓ガラスに文字を記入すること等。
4. 本物件又は建築物に対し前各号に準ずる原状の変更をすること。

(第8条) (破損・滅失に対する責任)

乙又はその関係人が、その帰すべき事由により本物件もしくは、その建築物ならびにその設備器具等を破損又は、滅失したときは、甲において補填又は、修理し、その費用ならびに損害金は、乙の負担とし甲の指定した日までに弁償せねばならない。

(第9条) (解約の申し入れ)

賃貸借期間中であっても、次の場合には本契約は終了する。

1. 甲が乙に対し、正当な事由に基づく解約の申し入れをなした後、6ヶ月を経過したとき。
但し、甲の申し入れにより、乙がその期間内に退去したときは、その時において本契約は終了するものとする。
2. 乙が甲に対し、解約の申し入れをして後3ヶ月を経過したとき。
3. 乙が甲に対し、解約の申し入れと共に解約申し入れ後の賃借料3ヶ月分を支払ったとき。
4. 甲が乙に対し賃借料の値上げを通告し、乙がこれに同意せず解約を申し出たとき。

(第10条) (契約の解除)

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに将来に向かって本契約を解消することができる。

1. 乙が賃借料ならびに本契約記載の債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
2. 乙が死亡したとき。但し、10日以内に後継人より書面による申し出があった場合には、この限りではない。
3. 乙において公序良俗に反する行為があったとき。

(第11条) (明渡しの履行条項)

本契約が期間満了・解約・解除その他の事由により終了したときは、乙は直ちに下記の条項に従い、本物件を明け渡さなければならない。

1. 乙は自然の消耗にかかるもののほか、本物件を原状に復するものとする。但し、乙がこれに従わないときは、甲において、これを行うものとし、その費用は乙が負担とする。
2. 乙は明渡し日までに、本物件内の乙の所有物等を、すべて搬出すること。乙がこれを実行しない時は、甲は10日間の猶予期間後、これを放棄したものとみなし、甲が任意に処分することができる。乙は、これがために生じた損害について、甲に賠償請求することができない。
3. 乙は、何等の名目を持ってするを問わず、本物件について支払った金銭の返還、移転料、立退き料、営業保証金等一切を甲に請求することはできない。
4. 乙は原状回復・明渡しに際して、甲に対しその事由名目の如何を問わず、本物件の造作・設備等について支出した必要経費等の償還請求を甲に対し一切行わないものとする。又、

乙は甲の同意を得て、本物件に附加した造作についてもその買取を甲に要求しないものとする。

(第12条) (負債事項等)

1. 甲は天災及び甲の責に帰さない火災・爆発・盗難又は、諸設備の故障・修理・維持保全、もしくは法律の改正・監督官公庁の行政指導に基づく工事等に起因する乙の損害及び一時使用停止については、責任を負わない。
2. 天災・火災・その他、甲の責に帰さない事由により本物件の大部分が滅失又は破損し、その使用が不可能となった場合には、甲は乙に通知して、無条件で本契約を即時解約することができる。

(第13条) (建物使用上の遵守事項)

1. 乙は、本物件につき、修繕を要する箇所が生じたときは、速やかにその旨を甲に通知すること。
2. 甲又は、他の甲の賃借人の営業・業務等を妨害、その他迷惑を与えないこと。
3. 危険物・不潔物・悪臭を出すもの、重量物等を本建物内に搬入・格納しないこと。
4. 動物を本建物内に搬入・飼育しないこと。
5. 共同使用部分を本来の目的以外に使用しないこと。
6. 本物件内に居住、又は宿泊しないこと。
7. 乙、及びその従業員、ならびに乙の関係人は、本物件を善良なる注意をもって管理・使用すること。

(第14条) (規則の遵守)

甲が建物管理の必要上規則を制定し、又は、注意事項を定めこれを乙に通知し、又は、適当な場所に掲示したときは、乙はこれを遵守する。

(第15条) (甲の立入権)

甲及び甲の従業員は、本物件諸造作・諸設備等の変更・修繕・防犯・防災・その他管理上必要と認められたときは、本物件内に立入りこれを点検し、適時の処置をとることができる。

(第16条) (紛争の解決)

本契約に紛争が生じた場合は、甲乙共に誠意を以って道義的に解決をはかるものとする。

(第17条) (書面による確認)

本契約各条項に基づく報告・承認・その他一切の意思表示は、すべて書面によらなければならない。

(特約事項)

建物本体の火災保険は甲の負担とし、乙の所有物の保険は乙の負担とする。

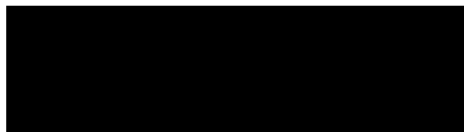
以上、本契約成立を証するために、本契約書2通を作成し、甲・乙が記名捺印の上、各々その1通を保持する。

令和3年6月15日

賃貸人(甲) 住所



氏名



賃借人(乙) 住所 加須市中央1丁目14-17

氏名

子葉 達也



整理番号 0028

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 ⑧: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日	05 年 05 月 28 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">16</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">200</td> </tr> </table>	百万	千	円		16	200
百万	千	円							
	16	200							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p style="font-size: large;">駐車場賃借料(38分)</p> <p style="text-align: right; font-size: large;">18000 × 0.9 = 16200</p>
-----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>領収書等貼付欄</p>	<p>埼玉県議会自由民主党議員団</p>
<p style="font-size: 2em; margin: 0;">領 収 証</p> <p style="margin: 0;">No. _____</p> <p style="font-size: 1.5em; margin: 10px 0;">小川 ただし 様</p> <p style="margin: 0;">2023年 5月 28日</p> <p style="font-size: 1.5em; margin: 10px 0;">★ 18,000 -</p> <p style="margin: 0;">但 6月分</p> <p style="margin: 10px 0;">上記正に領収いたしました</p>	
<p>内 訳</p> <p>税抜金額 _____</p> <p>消費税額等(%) _____</p>	
<p style="font-size: small;">※領収書の記載事項(①宛名、②宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、ホロに補記すること。))</p> <p style="font-size: small;">※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。</p>	

駐車場賃貸借契約書

貸主 を甲、借主小川ただし事務所を乙として甲、乙は標記記載の土地（以下本件土地という。）について駐車場の賃貸借に関し、本日下記の通り合意したので賃貸借契約を締結する。

1. 標記

賃貸借方式	駐 車 場 賃 貸 借		
土地の表示	所 在	埼玉県坂戸市八幡 1-3-3	地 目 雑種地
	地番・地積	埼玉県坂戸市八幡 1-3-3	
賃 料 等	賃 料	月額 1区画につき 6,000 円	
	保 証 金		

第 1 条 甲は、標記記載の土地（以下本件土地という）を駐車場として賃貸し、乙はこれを賃する。

第 2 条 乙は、本件土地を乙、又は乙への来客のための駐車場の目的にのみ使用し、その他の利用に供してはならない。

第 3 条 賃料は、標記記載のものとし乙は甲に対し毎月末日に翌月分の賃料を甲の指定する銀行口座に振込むものとする。振込手数料は乙の負担とする。

2 契約の始期、及び終期において1ヶ月に満たない端数の期間を生じた場合のその月の賃料は1ヶ月を30日として日割り計算による。

3 賃料の改定は契約日より1年を経過する毎に法令の制定改廃、経済情勢の変動、租税公課等の増加、付近の土地価格、又は土地の賃料の著しい変動、その他の事情により第1項に基づき決定した賃借料の増額が必要となった場合には甲、乙協議の上これを決定する。

〔甲の支払い条件〕

毎月末の日曜日に翌月の使用料を現金にて持参する

第 4 条 賃貸借期間は、契約日より1年間とする。但し、期間満了3ヶ月前までに当事者いずれかから書面による解約の意思表示をしないときは、本契約は自動的に1年間延長するものとし、以後期間満了になった場合も同様とする。

第 5 条 乙は、その責任において駐車場を管理し事由の如何を問わず事故（対人、対物を問わない）に基づく責任の一切を負担する。

第 6 条 甲、又は甲の使用人は、防犯、防火等、駐車場の管理保全のために必要のあるときはいつでも駐車場内に立ち入り必要な措置を講ずることができるものとする。

2 前項の場合に乙は、甲の措置に協力しなければならない。

第 7 条 乙は、次の各号に掲げる行為をすることができない。

1 本件土地の賃借権を第三者に譲渡、又は転貸すること。

2 本件土地に建物を建築すること、その他本件土地の現状に変更を加えること。

第 8 条 甲は、乙が本契約の各条項に違反したときは、何らの催告を要しないで直ちに本契約を解除することができる。

第 9 条 本契約が終了したときは、乙は直ちに自動車を移動し、かつ残留品を収去し、本件土地を原状に復して甲に返還するものとし、乙は甲に対し契約の翌日から原状回復の完了に至るまで返還が遅れた場合は当時の賃料の 3 倍に相当する損害金を支払う。尚、甲は乙の残留物の処分をすることができる。

第 10 条 甲は、本件土地の公租公課を負担し、本件土地を使用するために必要な諸手続費用、農地転用・地目変更の土地造成費用、その他土地開発にかかる費用、維持管理に伴う費用は乙の負担とするものとする。

第 11 条 本契約が解除された場合、乙は立退料その他の名目の如何を問わず金品の支払を一切甲に対して請求しない。

令和 4 年 7 月 15 日

以上のとおり、契約が成立したので本契約書 2 通を作成して、各々 1 通を所持する。

貸 主(甲)

借 主(乙) 小川直志事務所

埼玉県坂戸市八幡 1-1-2

整理番号 24

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日	5 年 5 月 29 日	支出額	<table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: none;">百万</td> <td style="border: none;">千</td> <td style="border: none;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">4</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">5</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">0</td> </tr> </table>	百万	千	円		4	5		0	0
百万	千	円										
	4	5										
	0	0										

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p style="font-size: large;">事務所家賃(6月分)</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため $50000 \times 0.9 = 45000$</p>
-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
をお持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017			
取扱店	お取引日	時刻	
58401	05-05-29	17:52	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥50,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		↓ C 認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	円	円	

[振込手数料]

※ 領収書
※ 領収書
(別紙)

お受取人	<p>お振込明細またはご案内</p> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 30px; margin-bottom: 5px;"></div> <p style="text-align: center;">様</p> <p>登録番号 0003</p> <p>アサミケソウ セイムカット ウツ ムソヨ様</p>
ご依頼人	<p>電話番号 XXXXXXXXXX</p> <p>取扱番号 290001</p>
	<p>印紙税申告納付につき浦和税務署承認済</p>

すること。

※領収書等には、①年月日、②金額、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

れたか分かるような記

建物賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下、「甲」という。)と賃借人 阿左美 健司(以下、「乙」という。)とは、以下の通り、甲が所有する後記表示の建物（以下「本件建物」という。）について、建物賃貸借契約（以下、「本契約」という。）を締結した。

第1条（本契約）

甲は乙に対して、本件建物を、以下の条件で賃貸し、乙はこれを賃借する。

- (1) 対象物件 後記表示の通り
- (2) 使用目的 事務所
- (3) 賃料 月額 5万円（賃貸借期間が1か月に満たない時は当月日数に応じた日割り計算によるものとする）
- (4) 契約期間 令和3年8月1日から令和4年7月31日

第2条（賃貸借期間）

本契約の賃貸借期間は、令和3年8月1日から令和4年7月31日までの1年間とし、期間満了の6か月前までに甲からの書面による異議がなされないときは、本契約は期間満了の翌日から起算して、同一内容にて自動的に更新されるものとし、その後も同様とする。

第3条（賃料の支払い）

- 1 乙は翌月分の賃料を毎月31日限り、甲の指定する口座に振り込んで支払う。
なお、振り込み手数料は乙の負担とする。
- 2 前項の賃料が、経済状況の変動により、著しく不相当であると認められると

きは、甲・乙は誠実に協議した上、賃料を改定することができる。

第4条（賃借人の善管注意義務）

乙は、本件建物を使用するについては、善良なる管理者の注意をもってするとともに、本件建物の使用にあたって通常の維持管理に必要な一切の費用を負担する。

第5条（公共料金等）

乙は、電気及び水道料金等の水道光熱費の費用について、自らの費用で支払うものとするものとする。

第6条（免責規定）

天災、地変その他の不可抗力により、甲が債務を履行することができなくなったことによって乙が被った損害については、甲は何らの責任を負わないものとする。

第7条（途中解約）

乙は、本契約期間中であっても、転勤、療養その他のやむを得ない事情により本件建物を乙が使用することが困難になったときは、解約の申し入れをすることができる。この場合において、本契約は契約の申し入れの日から1か月を経過することによって終了する。

第8条（禁止事項）

乙は以下の行為をするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

- (1) 賃貸借権を譲渡し、又は、本件建物を転貸しようとするとき
- (2) 本件建物の改造、造作等の現状を変更するとき

第9条（解除）

乙が以下のいずれかに該当したときは、甲は書面をもって催告した上で、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が賃料の支払いを3か月以上怠ったとき

- (2) 乙が賃料の支払いを度々遅延し、甲乙の信頼関係を破壊したとき
- (3) その他、本契約の各条項に違反し、甲乙の信頼関係を破壊したとき

第10条 (当然終了)

本契約は以下のいずれかに該当したときは、催告その他の手続を要しないで当然に終了する。

- (1) 本件建物が滅失したとき
- (2) 本件建物の一部が毀損し、そのために本契約を締結した目的が達せられないとき
- (3) その他、本契約を締結した目的が達せられなくなったとき

第11条 (現状回復義務)

乙は、本契約が終了したときは、直ちに本建物を現状に復して、甲に明け渡さなければならない。この場合において、乙が返還義務を怠った場合は、本契約終了日の翌日から明け渡し済に至るまで、1日につき、1万円の損害賠償金を支払うものとする。

第12条 (合意管轄)

甲及び乙は、本契約に関し、裁判上の紛争が生じた場合は、熊谷地方裁判所をもって第一審の管轄裁判所とすることに合意する。

第13条 (協議事項)

本契約に定めがない事項が生じたときや、本契約条項の解釈に疑義が生じたときは、相互に誠意をもって協議・解決する。

記

(建物の表示)

所 在 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬6144-10

構 造 木造平屋建

床面積 107.41㎡

以上の通り、契約が成立したので、本契約書を2通作成し、各自署名押印の上、各1通を保有する。

令和3年7月20日

甲) 住所

[Redacted address]

氏名

[Redacted name] ●

乙) 住所 秩父郡横瀬町大字横瀬 6180

氏名

阿左美健司 ●

整理番号 26

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちようふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
-------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日	 5 年 5 月 29 日	支出額	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="font-size: x-small;">百万</td> <td style="font-size: x-small;">千</td> <td style="font-size: x-small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">61</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">200</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		61	200
百万	千	円							
	61	200							

使途	<p>事務所・駐車場・賃借料</p> <p>令和5年6月分</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p style="text-align: right;">$68.000 \times 0.9 = 61.200$</p>		
----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

領収書等貼付欄

逢澤至一郎

埼玉県議会自由民主党議員団

* $69.100 - 1.100 = 68.000$

↳ (自己負担分: 7100円)

摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
05-05-29 家賃	*69,100	家賃等	

支出元 5.5.29 カ) タイヤハグジー

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

更新契約書 (住宅)

賃貸人 [] と 賃借人 逢澤 圭一郎 は、
以下の表示物件に関する住宅賃貸借契約 (2019年6月1日 を始期とする住宅賃貸借契約が、その後の更新・変更を経て現在に至っているもの。以下「原契約」といいます) の契約更新について、以下のとおり合意します。

<物件の表示>

所在地 埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5
名称 加藤コーポラス 部屋番号 0101

第1条 (契約期間及び更新料・更新事務手数料) 更新後の契約期間は、2023年6月1日 から、2025年5月31日 までの
2 年 0 ヶ月間とします。また、賃借人は、以下記載の更新料を賃貸人に、更新事務手数料を賃貸人指定の者に
支払うことを承諾します。

更新料	59,000 円 (更新後の家賃の 1 ヶ月分)	更新事務手数料	0 円 (消費税別途)
-----	--------------------------	---------	-------------

第2条 (月払金) 月払金は以下のとおりとします。

	家賃	共益費			月額合計
月払金	59,000 円	3,500 円	円	円	62,500 円

第3条 (敷金・保証金) 敷金の、①原契約終了時における残存金額、②更新時における賃借人への返還金額(ある場合のみ記載)、③更新時における賃貸人への追加交付金額(ある場合のみ記載)、④更新時における合計預り金額は、それぞれ以下のとおりとします。
なお、敷金の返還又は追加交付の方法は、別途賃貸人が指示する方法によるものとします。

	原契約終了時の残存金額	更新時の返還金額	更新時の追加交付金額	更新時の合計預り金額
敷金	59,000 円	0 円	0 円	59,000 円

第4条 (その他) 本更新契約書に定めのない事項については、原契約の定めるところによるものとします。

上記を証するため、本書を作成し、各当事者は署名・捺印の上、各1通を保有します。

2023 年 5 月 12 日

賃貸人 住所 []
氏名 []

賃貸人 住所 []
氏名 []

賃借人 住所 []
氏名 逢澤 圭一郎
自宅電話番号 [] 携帯電話番号 []
勤務先名称 埼玉県議会 勤務先電話番号 048-824-2111

<緊急連絡先> 住所 []
氏名 [] 続柄 []
自宅電話番号 [] 携帯電話番号 []
勤務先名称 [] 勤務先電話番号 []

入居者の表示 (更新時現在)	氏名	続柄	生年月日	性別	勤務先又は学校名等	連絡先電話番号
	逢澤 圭一郎	本人	1975年9月16日	男	埼玉県議会	048-824-2111

更新契約書（駐車場）

賃貸人 [REDACTED] と、賃借人 逢澤 圭一郎 は、

以下に表示した駐車場に関する自動車駐車場一時使用契約（2019年6月1日 を始期とする自動車駐車場一時使用契約がその後の更新・変更を経て現在に至っているもの。以下「原契約」といいます）の契約更新について、以下のとおり合意します。

<本件駐車場の表示>

所在地 埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5
 名称 加藤コーポラス 本件駐車区画 [REDACTED]

第1条（契約期間及び更新料・更新事務手数料） 更新後の契約期間は、2023年6月1日 から、2025年5月31日 までの 2 年 0 ヶ月間とします。また、賃借人は、以下記載の更新料を賃貸人に、更新事務手数料を賃貸人指定の者に支払うことを承諾します。

更新料	5,000 円（更新後の駐車場使用料の税抜金額の 1 ヶ月分、消費税等別途）
更新事務手数料	0 円（消費税等別途）

第2条（月払金） 月払金は以下のとおりとします。

駐車場使用料	5,000 円（消費税等別途）
--------	-----------------

第3条（敷金） 敷金の、①原契約終了時における残存金額、②更新時における賃借人への返還金額（ある場合のみ記載）、③更新時における賃貸人への追加交付金額（ある場合のみ記載）、④更新時における合計預り金額は、それぞれ以下のとおりとします。
 なお、敷金の返還又は追加交付の方法は、別途賃貸人が指示する方法によるものとします。

敷金	①原契約終了時の残存金額	②更新時の返還金額	③更新時の追加交付金額	④更新時の合計預り金額
	5,000 円	0 円	0 円	5,000 円

第4条（その他） 本更新契約書に定めのない事項については、原契約の定めるところによるものとします。

2. 賃借人は、本件更新契約に係る諸費用につき別途に消費税（地方消費税含み本書において「消費税等」といいます）が加算されること、及び将来法改正により税率が改定された場合には当該改定後の税率が適用されることを承諾しました。

以上を証するため、本書を作成し、各当事者は署名・捺印の上、各1通を保有します。

2023年 5 月 12 日

賃貸人 住所 [REDACTED]
 氏名 [REDACTED]

賃貸人 住所 _____
 氏名 _____

賃借人 住所 [REDACTED]
 氏名 逢澤 圭一郎
 自宅電話番号 [REDACTED] 携帯電話番号 [REDACTED]
 勤務先名称 埼玉議会 勤務先電話番号 048-824-2111

<緊急連絡先> 住所 [REDACTED]
 氏名 [REDACTED] 続柄 [REDACTED]
 自宅電話番号 _____ 携帯電話番号 [REDACTED]
 勤務先名称 _____ 勤務先電話番号 _____

<本件自動車>

車種	軽自動車・小型自動車・普通自動車	登録番号	[REDACTED]
メーカー名	ホンダ	車名	ステップワゴン
		色	白

<賃借住宅>

名称	加藤コーポラス	部屋番号	101
----	---------	------	-----

整理番号

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日	<input type="text" value=""/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="年"/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="月"/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="9"/> <input type="text" value="日"/>	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right; font-size: small;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: left; font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center; font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円						
百万	千	円										

使 途	<p style="font-size: large;">事務所カードシステム費</p> <p style="text-align: right; font-size: large;">11,000 × 0.9 = 9,900</p>
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>領収書等貼付欄</p>	<p>埼玉県議会自由民主党議員団</p>
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px;">別紙明細</div>	
<p>_____ [振込手数料]</p> <p>=====</p>	
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。</p> <p>※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)</p> </div>	
<p>※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。</p> <p>※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。</p>	

年-月-日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1				
2				
3				
4				
0 5 05-05-29	振替	*11,000	RKS(ソウゴウケイ)	
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

○他店支払いの小切手等でご入金の場合は、摘要欄にお払しができる予定日を表示します。
 お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
 ○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
 (項目名) お支払金額・お預り金額・差引残高
 ・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
 ・その他の預金の場合は、円単位となります。

整理番号 53

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日	5 年 5 月 29 日	支出額	<table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">1</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">8</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">9</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table>					1	8	9	百万	千	円				
				1	8	9											
百万	千	円															

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p style="font-size: large; font-family: cursive;">ダスキンレスタイル代</p> <p style="font-size: large; font-family: cursive;">2,377 × 1/2 = 1,189</p>		
-----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

領収書等貼付欄

政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため1/2の按分とする

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

お客さま名 XXXXXXXXXX 6320 4875 8162 4121
小島 信昭 様
 ポイントカード

納品・請求書
兼 領収書

株式会社ダスキンサービス北関東
 ダスキン宮原支店
 〒331-0812 さいたま市北区宮原町1丁目675-2
 TEL 048-654-0388 FAX 048-654-0390
 No.100325760500

発行日 2023年 5月 29日 次回訪問日 2023年 6月 26日 取引 現金

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品回収			訂正	備
				納品	回収	金額	納品	回収	金額		
ベーシックマットS・G	BSG	4W	1	1	693	1	1	693			
ハンディモップF	H-F	8W	1	1	870	1	1	870			
ニューダスキン小モップ	N-SAC	4W	1	1	814	1	1	814			

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額
	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額
	2,161	216	2,377	2,377

確認サイン

担当者名

DUSKIN DDuet会員募集中!! 担当店コード XXXXXXXXXX

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、〇〇代として)など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 - 1

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日	<input type="text" value="05"/> 年 <input type="text" value="05"/> 月 <input type="text" value="29"/> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td><input type="text" value=""/></td> <td><input type="text" value="152349"/></td> <td><input type="text" value=""/></td> </tr> </table>	百万	千	円	<input type="text" value=""/>	<input type="text" value="152349"/>	<input type="text" value=""/>
百万	千	円							
<input type="text" value=""/>	<input type="text" value="152349"/>	<input type="text" value=""/>							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p style="font-size: large;">事務所 駐車場 仲介手数料</p> <p style="text-align: right; font-size: large;">169277 × 0.9 = 152349</p>
-----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

別紙明細

(振込手数料)

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。

(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

1-2



領収証

林 薫 様

金169,277円也 (消費税15,388円含む)

但 松本ビル201号室・松本駐車場 [REDACTED] 仲介手数料として
内訳 松本ビル201号室 仲介手数料 138,889円
松本駐車場 [REDACTED] 仲介手数料 15,000円
小計 153,889円
消費税10% 15,388円
合計 169,277円

上記正に領収いたしました。

令和5年5月29日

住所 埼玉県さいたま市浦和区高砂 4-7-6

氏名 有限会社ウイズ 取締役 田沼 晃



整理番号 - 1

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日	<input type="text" value="05"/> 年 <input type="text" value="05"/> 月 <input type="text" value="29"/> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: left;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">2</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">9</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">8</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">9</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">6</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">6</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		2	9	8	9	6	6		
百万	千	円													
	2	9													
8	9	6													
6															

使 途	<p>事務所駐車場他 6月分</p> <p style="text-align: right;">$332184 \times 09 = 298966$</p>
-----	---------------------------------------------------------------------------------------------

領収書等貼付欄
埼玉県議会自由民主党議員団

別紙明細

〔振込手数料〕

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。

(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

2-2



領収証

林 薫 様

金332,184円也 (消費税30,196円含む)

但 松本ビル201号室・松本駐車場 [redacted] 契約金として

内訳	賃料 (6月分)	152,777円	(消費税10%	13,888円含む)
	管理費 (6月分)	7,130円	(消費税10%	648円含む)
	上下水道代 (6月分)	3,000円	(消費税10%	272円含む)
	駐車場代 (6月分)	16,500円	(消費税10%	1,500円含む)
	礼金 (1か月分)	152,777円	(消費税10%	13,888円含む)
	合計	332,184円		

上記正に領収いたしました。

令和 5年 5月29日

住所 [redacted]

氏名 [redacted]

整理番号		42
------	--	----

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
	(該当する経費の番号を○で囲む)

支出年月日 5年 5月 30日	支出額 百万 千 円 49000.0
使 途 事務所家賃 6月分	※政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が 1/10 以上であるため $50000 \times \frac{8}{10} = 40000$

領収書

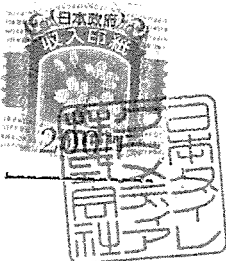
No. 881
 領収日 2023年05月30日

関根信明 様

金額 50,000 円

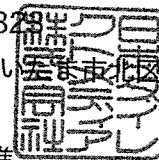
23年6月政務事務所家賃(光熱費込)

上記、正に領収いたしました。



内訳
 税抜金額: 50,000円
 消費税額等: 0円

〒331-0828
 埼玉県さいたま市北区日進町2-789
 みらい日進



日本ダイレクトメディア株式会社

請求書

関根信明 様

日付 : 2023年05月30日

請求書番号 : 881

いつもお世話になっております。下記の通り請求申し上げます。

日本ダイレクトメディア株式会社
〒331-0823
埼玉県さいたま市北区長瀬町2-789
みらい日進
電話: 048-856-9633



小計	消費税	合計金額
50,000円	0円	50,000円

振込期日	
振込先	



詳細	数量	単価	金額
2023年6月分 政務調査事務所家賃 (光熱費込)	1ヵ月	50,000	50,000

備考欄

整理番号 36

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日	05 年 05 月 30 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">204</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">2</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		204	2
百万	千	円							
	204	2							

使途	<p>事務所玄関マットリース代</p> <p style="text-align: right;">2552 × 0.8 = 2042</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため</p>
----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

領収書等貼付欄

お客さま名 埼玉県議会議員 中屋敦慎一事務所様
鴻巣市東3-11-18-103

納品・請求書
兼領収書

TEL: 048-541-8110

納品日 05年05月30日 次回訪問日 07月25日 C火 00999 8W

ダスキン愛の店フランチャイズチェーン店

ダスキン 鴻巣

有限会社クリーンジョブ

〒365-0054 鴻巣市大間2丁目5-32

TEL 048-596-5352 FAX 048-596-5613

商 品 名	契約数	前回残	単 価	納品予定		区分	納品・回収訂正			訂正後 残 数
				数量	金 額		納品数	金 額	回収数	
*WH1H 吸塵・吸水マット1ダレー スム	2	2	1276	2	2552					

印 紙
5万円以上
貼 付

前回未収残	合計金額	内消費税	領収額
	(10%) 訂正後 合計金額	訂正後、内消費税	訂正後、領収額
	2,552	232	2,552

伝票 NO.0001069364

受領サイン

担当者名

⑤埼玉県議会自由民主党議員団 中屋敦慎一

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 0203

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日	05 年 05 月 31 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">542</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">97</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		542	97
百万	千	円							
	542	97							

使 途	<p>事務所賃料 5月分</p>	<p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p style="font-size: large; text-align: center;">$60330 \times 0.9 = 54297$</p>
-----	----------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

領収書等貼付欄

③ 事務所賃料

⑤ 埼玉県議会自由民主党議員団

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

普通預金(兼お借入明細)

年月日 摘要 市支払口座 市預り金額 差引残高

1 [Redacted]
2 [Redacted]
3 [Redacted]
4 [Redacted]
5 [Redacted]
6 [Redacted]

7 05.05.31 A T M振込
8 05.05.31 振込手数料

60,000 市預り金額
330 取扱店 097

[Redacted] ***
[Redacted] ***

9 [Redacted]
10 [Redacted]
11 [Redacted]
12 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted] ***
[Redacted] ***

13 [Redacted]
14 [Redacted]
15 [Redacted]
16 [Redacted]
17 [Redacted]
18 [Redacted]
19 [Redacted]
20 [Redacted]
21 [Redacted]
22 [Redacted]
23 [Redacted]
24 [Redacted]

● 振替記入金額、振込・預入・出金振替は、必ず「市預り口座」に記入してください。
振込・預入・出金振替は、必ず「取扱店」に記入してください。

0203-2

建物賃貸借契約書(事業用)

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	大塚ビル1階		
所在地(住居表示)	埼玉県比企郡小川町大字大塚21番地1		
構造・規模	鉄骨コンクリートブロック木造亜鉛メッキ鋼板葺3階建		
用途	事務所		
契約面積	1 階部分	28.80 m ²	約8.7坪

(2) 使用目的

取組活動事務所

D 総合会社

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	令和3年6月1日	から	8年	月間
終期	令和6年5月31日	まで		

貸主は、借主に対して8ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 8ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額	50,000 円	(内消費税等	円・税率 10%)
共益費(管理費)	月額	10,000 円	(内消費税等	円・税率 10%)
保証金(敷金)		なし 円	賃料の	ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・数引		なし		
礼金		円		
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を毎月末日までに支払う。		
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>			
	振込先金融機関名・支店名			口座種別
	口座番号		口座名義人・フリガナ	
	振込手数料負担者	借主	持参先	

(5) 貸主

貸主	氏名	有限会社 橋本事務所 取締役 橋本直樹	電話	0493 (72) 3392
	住所	東京都練馬区石神井町四丁目22番8号		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

(6) 連帯保証の極度額

極度額	1,440,000 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 0.5 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/> 円
一、更新時、借主は更新料として新賃料の0.5ヶ月分と更新事務手数料として新賃料の0.5ヶ月分を支払う。	

特約条項

- 一、賃料に駐車料金2台分を含む。
- 一、過去時原状回復義務を条件とするが、貸主・借主双方の合意により現状での明け渡しが可能とする。
- 一、水道メーターが共用の為、水道料金は共益費に含まれる事とする。
- 一、借主は買取請求権を放棄する事とする。
- 一、更新時、借主は事業用の火災保険に継続して加入する事を条件とする。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人等(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和 3 年 4 月 23 日

貸主 住所 〒177-0041 東京都練馬区石神井町四丁目22番8号

氏名 有限会社橋本事務所 取締役 橋本 氏 電話番号 0493 (72) 3392

借主 住所 [Redacted]

氏名 小久保 意一 氏 電話番号 [Redacted]

連帯保証人 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 氏 電話番号 [Redacted]

極度額 1,440,000 円 *連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様	<input checked="" type="checkbox"/> 媒介 ・ <input type="checkbox"/> 代理	取引態様	<input type="checkbox"/> 媒介 ・ <input type="checkbox"/> 代理
免許証番号	埼玉県知事 (5) 第 17828 号	免許証番号	第 号
事務所所在地	埼玉県比企郡小川町大字大塚	事務所所在地	
商号	東豊不動産 有限会社	商号	
代表者等	仲川 千鶴子	代表者等	
登録番号	[Redacted] 号	登録番号	第 号
宅地建物取引士	[Redacted]	宅地建物取引士	

整理番号 0033

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日	05 年 05 月 31 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">12</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1896</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円	0	12	1896
百万	千	円							
0	12	1896							
使 途	<p style="text-align: center;">事務所賃借料</p> <p style="text-align: center;">(135,000 + 440) × 0.9 = 1218%</p>								

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX
取扱店	お取引日	時刻
39842	05-05-31	09:38
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥135,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		認 証
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円

お振込明細またはご案内

お受取人
サイタマクツツキン
サカト
普通 8289798
ファイニステート(カ様
登録番号 0005
ご依頼人
オカワタダツ セイムカットウツムツヨ様
電話番号 XXXXXXXXXX
取扱番号 400418

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

※

(振込手数料) _____ を使用すること。

※領収書等には、①年月日、②金額、③振込元、④振込先、⑤振込内容、⑥ご支出されたか分かるような記載、⑦発行者、⑧宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

重要事項説明書(建物賃貸借)

令和4年2月12日

小川 直志様

下記の不動産について宅建業法第35条の規定に基づき次の通り説明します。
この内容は重要ですから充分理解されるようお願い申し上げます。

免許番号	埼玉県知事(7)第156602号	説明をする宅地	登録番号	氏名	号
免許年月	平成29年5月6日	建物取引士			
主たる事務所の所在地・商号・代表者	埼玉県坂戸市八幡2-3-2 ファイブエスエーエー株式会社 代表取締役 伊東	業務に従事する 埼玉県坂戸市八幡2-3-2 ファイブエスエーエー株式会社			2
名称・代表者	TEL:049-288-1101	商号・名称	TEL:049-288-1101		
	TEL:049-288-1101	取引態様	媒介	消費税	課税業者

1. 物件の表示等

所在地	埼玉県坂戸市八幡1-1-2
物件名称	八幡店舖
種類	店舖併用住宅
構造	造木造
取付面積	63.10㎡
床面積	63.10㎡
交通	東武東上線 坂戸駅 徒歩13分
貸主氏名	住所: [REDACTED]
管理の委託先	ファイブエスエーエー株式会社
登記簿に記載された事項	埼玉県坂戸市八幡2-3-2 TEL:049-288-1101

2. 所有名義人

甲区 所有者にかかるとする権利に関する事項	無
乙区 所有権以外の権利に関する事項	有
抵当権	

3. 設備状況等

水道	公営(メーター専用)	坂戸水道企業団	049-(2883)1952
電気	東京電力(メーター専用)	東京電力	0120-995441
ガス	都市ガス(メーター専用)	坂戸ガス	0120-352-025
排水	公共下水	ガス台	無
台所専用	冷暖房	無	
トイレ専用	水(水)	電話	設置(可)
浴室	無		
給湯	湯有(設置物扱い)		

※店舗内の物は全て残置物

4. 法令に基づく制限の概要(無)・有:該当する法令名を○で囲むこと
- ①新住宅市街地開発法 ②新都市基盤整備法 ③流通業務市街地の整備に関する法律 ④農地法
 - 5.当該建築物が土砂災害警戒区域内か否か 土砂災害警戒区域外
 - 6.当該建築物が造成宅地防災区域内か否か 造成宅地防災区域外
 - 7.当該宅地建築物が津波災害警戒区域内か否か 津波災害警戒区域外

8.アスペクトの調査に関して(やっていない)

9.耐震診断について

昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建物 (該当しない) 耐震診断の有無 (無)

10. 契約の種類及び期間

種類	普通賃貸借
期間	令和4年2月12日 から 令和7年2月11日迄 (3年間)

11. 賃貸条件

賃料	月額 135,000円(税込) ※管理費込み
共益費・管理費	
支払時期・方法	毎月 末日 迄に翌月分を指定口座へ振り込み(振込口座は契約書記載)
礼金	賃料の2ヶ月分 270,000円
敷金	賃料の2ヶ月分 270,000円
更新に関する事項(有)	1. 協議の上3年毎に更新することができる 2. 更新手数料(有:新賃料の1ヶ月分+消費税) 3. 賃料改定方法(公租公課の増減・経済情勢の変動・近隣賃料との不相当など)
敷金等の積算に関する事項(有)	1. 滞納賃料等、損害金と相殺する 2. 一定の範囲の原状回復費用として敷金が充当される予定(有) 3. 原状回復義務の範囲(故障や不具合の放置・借主の責任によって生じた汚れ・キズ・汚損、破損等)
用途制限	事務所
利用制限	ペット不可・楽器不可
12. 損害賠償額の予定等に関する事項	
①借主が故意又は過失により本物件に損害を与えた場合には、その程度に応じて借主に損害賠償を請求します	
②借主は本契約が解除(または終了)したにもかかわらず本物件を貸主に明け渡さなかったときは、解除(または終了)した日の翌日から明け渡し完了日まで、賃料の倍額に相当する懲罰損害金を支払わなければならない	

13. 契約の解除に関する事項

- (1)借主は、賃料に対し3ヶ月前に解除を申し出るか又は3ヶ月分の賃料を支払って即時解約できます
- (2)借主は、賃料及び共益費等の支払を怠り貸主が相当な期間を定め催告したにもかかわらず支払がなされないとき、借主が使用目的以外に使用するなどの禁止事項の行いや、貸主及び近隣に迷惑をかけ、本契約の継続が困難であると認められる場合も、貸主は本契約を解除することができます。

14. 建物完成時の形状・構造等	該当しない
15. 支払金または預かり金の保全措置の概要	保全措置 無 借主
16. 金銭貸借の有無	無
17. 供託所等に保証協会の名称・所在地	(公)不動産保証協会 東京都千代田区紀尾井町3-80
所屬地方事務所所在地	(公)不動産保証協会埼玉県本部 埼玉県さいたま市西柳1-11-39
供託所	埼玉県千代田区大手町1-3-3
18. 備考	

以上について宅建業法第35条に基づき説明した重要事項の説明を受け、重要事項説明書を受領しました。なお契約成立時には報酬額 135,000円を支払うことを承諾しました。

令和4年2月12日

住所 [REDACTED] 氏名 直志

整理番号 15

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ○:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日	5 年 5 月 31 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: x-small;">百万</td> <td style="font-size: x-small;">千</td> <td style="font-size: x-small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">4</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">5000</td> </tr> </table>	百万	千	円		4	5000
百万	千	円							
	4	5000							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>宮寺事務所家賃6月分として</p> <p>$50000 \times 0.9 = 45000$</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が9/10以上である為</p>
-----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

No. _____

領 収 証

松本義明 様

金額	<table style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">4</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">5</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td> </tr> </table>		4	5	0	0	0	0
	4	5	0	0	0	0		

但 R5年 5月 31日 事務所6月分家賃として(宮寺) 上記正に領収いたしました

内 訳	
税抜金額	
消費税額(%)	

領収証 No.5

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

店舗賃貸借契約書

賃貸人 [redacted] と賃借人 杉本孝義 との間に、次のとおり店舗賃貸借契約を締結します。

第一条 賃貸人はその所有する次に表すの店舗を賃貸し、賃借人はこれを賃借することを約します。

店舗の所在地 埼玉県阿部市宮崎一丁目
構造 木造 二階建のうち一階
床面積 16.5 平方メートル (駐車場三台、犬前打付含む)

第二条 賃貸借の期間は令和五年六月一日から令和九年五月三十一日までの四年間とします。

第三条 賃料は毎月金 五万 円也とし、賃借人は毎月月末日までに翌月分を賃貸人の住所に持参して支払うものとします。ただし、その賃料が経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の家賃との比較等により不相当となったときは、賃貸人は、契約期間中であつても、賃料の増額の請求をすることができずものとします。

第四条 賃貸人は敷金として金 〇 円也を賃借人から申し受けるものとします。

第五条 賃借人は本件店舗において、[redacted] 以外の営業を営んではならないものとします。ただし、賃貸人と賃借人の合意が成立した場合はこの限りではありません。

第六条 賃借人は本件店舗を使用の目的に於て、建物の模様替えをすることができません。ただし、本件建物の柱、屋根、土台、取手の主要部分に変更を加える場合は、図面を添付した変更計画書を賃貸人に提出して、あらかじめ賃貸人の書面による承諾を得なければならないものとします。

第七条 賃借人が次の場合の一つに該当したときは、賃貸人は、催告をしないで直ちに本契約を解除することができず、

- 一、 毎月分以上賃料の支払いを怠つたとき、
- 二、 賃料の支払いをしないまま遅延し、その遅延が本契約における賃貸人と賃借人との間の信頼関係を著しく害すると認められるとき、
- 三、 本件店舗の一部または全部につき、書面に賃貸人の書面による承諾を受けないで、賃借物の譲渡、転賃またはこれらに準ずる行為をしたとき、
- 四、 その他本契約に違反したとき、

第八条 賃貸人は本件店舗に関する公租公課を負担し、賃借人は電気、水道、ガス等の使用料を負担します。

第九条 賃借人または賃借人の承継人が本件店舗の明渡しをするときは、賃貸借成立当時の原状に復したうえで、賃貸人の立会を求め、本件店舗の引渡しをするものとします。

第十条 連帯保証人は、賃料の支払い等本契約に基づき賃借人の一切の債務について保証し、賃借人と連帯して履行の責を負うものとします。

第十一条 この契約に関する紛争については、賃貸人の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに各当事者は合意しました。

第十二条 (特約事項)

右のとおり契約が成立しましたので、本契約書 二通を作成し、各自署名押印のうえ、各巻通を所持します。

令和五年五月三十一日

賃貸人 住所 [redacted]

氏名 [redacted]

賃借人 住所 [redacted]

氏名 杉本孝義

連帯保証人 住所 [redacted]

氏名 [redacted]

整理番号

16

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
-----------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日	<input type="text" value="5"/> 年 <input type="text" value="5"/> 月 <input type="text" value="31"/> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; text-align: center;">1</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; text-align: center;">5</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; text-align: center;">3900</td> </tr> </table>	百万	千	円	1	5	3900
百万	千	円							
1	5	3900							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	扇台事務所契約金として 礼金1か月分 $80000 \times 0.9 = 72000$ 、家賃6月分 $80000 \times 0.9 = 72000$ 水道代6月分 $1000 \times 0.9 = 900$ 、駐車場6月分 $10000 \times 0.9 = 9000$ 政務活動に使用する割合が9/10以上である為
-----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

領収書等貼付欄

- ※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

16-1

松本 義明様

領 収 書

¥171,000円

を正に領収いたしました。

但し、扇台事務所契約金として

内訳

礼金	1ヶ月分	80,000円
家賃	6月分	80,000円
水道代	6月分	1,000円
駐車場	6月分	10,000円



お 預 り 証

¥ [REDACTED] 円

を正にお預かりいたしました。

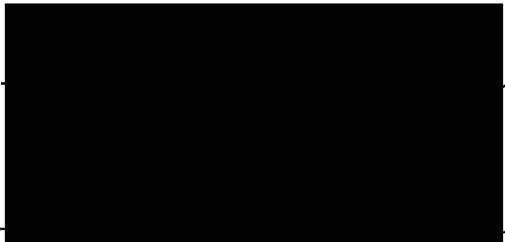
1. [REDACTED] として
1. 担保に供したり、第三者に譲渡することはできない

令和 5年 5月3 | 日

貸 主

住 所

氏 名



16-2

【明 細 書】

令和5年5月25日

(有) 狭山台商事

担当

TEL04-2934-3581 FAX04-2934-3582

令和5年6月1日

松本 義明 殿

(扇台貸事務所)

より発生

1, 礼金	1ヶ月	80,000	円
2, [REDACTED]			円
3, 家賃	日割単価 2,666 円		
	0日分	0	円
	6月分	80,000	円
4, 水道代	日割単価 33 円		
	0日分	0	円
	6月分	1,000	円
5, 駐車場	日割単価 333 円		
	0日分	0	円
	6月分	10,000	円
6, 仲介手数料			
	0ヶ月分	50,000	円
	消費税10%	0	円
7, 家財保険	リビング2年掛捨	0	円
8, 保証料	2年掛捨	0	円
			円

①~⑤....

⑥

⑦

⑧

50,000

0

0

☆☆☆必要書類☆☆☆

個人契約		法人契約	
入居申込人	◎ 印鑑(認印で可)	入居申込人	実印
	◎ 住民票		印鑑証明書
	源泉徴収票		会社登記簿謄本
	納税証明書		会社経歴書
	採用証明書		会社案内
	最近2ヶ月の給与明細		入居者全員の住民票
保証人	◎ 免許証の写し	保証人	実印
	健康保険証(写し)		印鑑証明書
	◎ 実印の写し		住民票(本籍・続柄記載)
	◎ 印鑑証明書		源泉徴収票
	住民票(本籍・続柄記載)		納税証明書
◎ 保証人引受承諾書	◎ 保証人引受承諾書		
その他	自動車車検証	その他	自動車車検証

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 松本 義明 (以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	長谷部様扇台貸事務所 1階		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県入間市扇台二丁目1番21号		
		(登記簿) 埼玉県入間市扇台二丁目754番地22		
	構 造	木・鉄骨造/スレート葺/3階建の1階部分		
	種 類	居宅・店舗	新築年月	平成15年3月6日
	面 積	1階38.29㎡のうち36㎡		
附 属 施 設	無し			

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所

頭書(3) 契約期間

2023(令和5)年 6月 1日 から 2026(令和8)年 5月31日までの3年間	
目的物件の引渡し時期	2023(令和5)年 6月 1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 80,000円 (別途消費税相当額 込み 円)	管理・ 共益費	月額 0 円 (別途消費税相当額 円)
家財 保険料	必ずご加入下さい	敷 金	160,000円 (賃料2カ月分)
駐車場 2台分	月額 10,000円 (別途消費税相当額 込み 円)	礼 金	80,000円 (賃料1カ月分)
水道代	月額 1,000円		
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. 本 数	----- 本 ----- 本 ----- 本	
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで振込	
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	XXXXXXXXXX	
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先	
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名	

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

2023年 5月 27日

甲・貸主	氏名	[Redacted]	TEL	[Redacted]
	住所	[Redacted]		
乙・借主	氏名	松本 義明	TEL	[Redacted]
	住所	[Redacted]		
丙・ 連帯保証人	氏名		印	TEL
	住所	別紙、連帯保証人引受承諾書に記載		
	極度額	円		

		A	B
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL	埼玉県入間市狭山台1-15-19 04-2934-3581	主たる事務所 所在地・TEL
	商号又は名称 代表者の氏名	株式会社 狭山台 代表取締役 長谷川敏男	商号又は名称 代表者の氏名
	免許証番号	埼玉県知事(8)第15603号	免許証番号 大臣知事()第 号
宅 地 建 物 取 引 士	氏 名	[Redacted] 印	氏 名
	登録番号	[Redacted] 号	登録番号 () 第 号
	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	株式会社 狭山台商事 埼玉県入間市狭山台1-15-19 TEL 04-2934-3581	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL

※印は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号 8

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日	0 5 年 0 6 0 1 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: left;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">5</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">9</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">7</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">9</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">6</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		5	9		7	9		6	
百万	千	円													
	5	9													
	7	9													
	6														

使 途	事務所賃貸料(令和5年6月分)		
	$66,440 \times 0.90 = 59,796.0$		

<p>領収書等貼付欄</p> <p>③ ④事務所賃貸料(令和5年6月分) ⑤高橋稔裕 政務活動に使用する割合が9/10以上の為按分します</p>	<p>埼玉県議会自由民主党議員団</p>																														
<p>キャッシュサービスご利用明細</p> <p>毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行 お持ち帰りください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>取引銀行</td> <td>取引店</td> <td>口座番号</td> </tr> <tr> <td>0017</td> <td>██████████</td> <td>*****</td> </tr> <tr> <td>取扱店</td> <td>お取引日</td> <td>時刻</td> </tr> <tr> <td>56707</td> <td>05-06-01</td> <td>10:58</td> </tr> <tr> <td>お取引内容</td> <td>お取引金額(円)</td> <td>手数料</td> </tr> <tr> <td>振込</td> <td>¥66,000</td> <td>¥440</td> </tr> <tr> <td colspan="2">お取引後の残高(円)</td> <td>おつり</td> </tr> <tr> <td colspan="2">*****</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)</td> <td>認 証</td> </tr> <tr> <td colspan="2">円 円 円</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>お振込明細またはご案内</p> <p>お受取人 サイタマケソソキン カリ 普通 0661651 クキミツヒツツトウウヤハンハイ(カ様 登録番号 0001 タカハツツヒロ セイムカットウツムツヨ様</p> <p>ご依頼人 電話番号 09018170065 取扱番号 300039</p> <p style="text-align: right;">印紙税申告納付につき浦和税務署承認済</p>	取引銀行	取引店	口座番号	0017	██████████	*****	取扱店	お取引日	時刻	56707	05-06-01	10:58	お取引内容	お取引金額(円)	手数料	振込	¥66,000	¥440	お取引後の残高(円)		おつり	*****			お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		認 証	円 円 円		円	<p>別紙明細</p> <p style="text-align: right;">66,000 440 [振込手数料] <u>66,440</u></p> <p>しないこと。 が足りない場合は、別紙を使用すること。 (番)を付すこと。)</p> <p>し、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、がない場合は、余白に補記すること。)</p>
取引銀行	取引店	口座番号																													
0017	██████████	*****																													
取扱店	お取引日	時刻																													
56707	05-06-01	10:58																													
お取引内容	お取引金額(円)	手数料																													
振込	¥66,000	¥440																													
お取引後の残高(円)		おつり																													

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		認 証																													
円 円 円		円																													

賃貸借契約書

令和 3 年 4 月 10 日

賃貸人	住所	久喜市上清久1206-1	●	
	氏名	久喜三菱自動車販売株式会社		
賃借人	住所	●	●	
	氏名	高橋 裕裕		
場所	加須市土手2-17-15 (旧プレカット工場事務所 1F)			
賃料	1ヵ月 60,000円 (別途、消費税)			
	別途、電気、電話、ガス使用料、プロバイダー契約料は賃借人負担とする。			
	※ただし、公租公課の増徴、経済情勢、その他特別な変動があった場合は、契約期間中といえども賃料を変更するものとする。			
支払方法	前払いとし、毎月20日までに翌月分を支払うものとする。 ※別途、電気、電話、ガス代及びプロバイダー契約料は3ヶ月ごとに合算分を請求する。			
期間	自 令和3年 5月 1日 至 令和4年 4月 30日 満 1 年間 ※ただし、期間満了3ヵ月前に双方申し出無き場合は、期間を更新する。			
禁止	賃借権を第三者に譲渡または転貸することを禁止する。			
解約	賃貸人 3ヶ月前予告 賃借人 3ヶ月前予告 解約可能			
振込先	● (ただし、振込手数料は、賃借人負担とする。)			

整理番号

		1	8
--	--	---	---

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>支出年月日</p> <p style="text-align: center;"><table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;">5</td></tr></table>年 <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;">6</td></tr></table>月 <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;">1</td></tr></table>日</p>		5		6		1	<p>支出額</p> <p style="text-align: center;"><table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;">4</td><td style="width: 20px; height: 20px;">5</td><td style="width: 20px; height: 20px;">0</td><td style="width: 20px; height: 20px;">0</td><td style="width: 20px; height: 20px;">0</td></tr></table></p> <p style="font-size: small; text-align: right;">百万 千 円</p>		4	5	0	0	0	<p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>
	5													
	6													
	1													
	4	5	0	0	0									

<p>使 途</p>	<p>扇台事務所契約に依る事務手数料として</p> <p>50000 × 0.9 = 45000</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が9/10以上である為</p>
-------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------

領収証

No. _____

松本 義明 様

2023年 6月 1日

金額	¥50000-	<p>内</p> <p>消費税額等(10%) 本件 ¥4545-</p> <p style="text-align: right; font-size: 1.5em;">¥4545-</p>
但	扇台事務所契約に依る事務手数料	
上記正に領収いたしました	現金	カード

埼玉県入間市狭山台一丁目15番地19

株式会社狭山台商事

代表取締役 長谷川 敏男

TEL 04-2934-3581

登録番号 _____

#HISA00#787S

整理番号 433

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>支出年月日</p> <p style="text-align: center;">5年6月1日</p>	<p>支出額</p> <p style="text-align: center;"> 9 9 3 9 6 </p> <p style="text-align: right; font-size: small;">百万 千 円</p>	<p style="text-align: right;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------

<p>使 途</p>	<p>7-事務所費(事務所賃借料)110,490×90%=99,396</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------

領収書等貼付欄

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017	0104	*****	
取扱店	お取引日	時刻	
38162	05-06-01	14:31	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥110,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		硬	認証
		円	

※領収書
※領収書
(別)

用すること。

お受取人	お振込明細またはご案内 三井住友銀行 春日部支店 普通 7128326 か) カスカハ"ツツ"ユウタクキョウト"ウハ様
ご依頼人	ツラトコキヒト セイムカット"ウツ"ムツヨ様 電話番号 048-795-7140 取扱番号 300070
	印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、〇〇代としてなど何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 白土幸仁 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	恵ビル 101		
	所在地	(住居表示) 春日部市中央1-59-4		
		(登記簿) 春日部市中央一丁目59番地4		
	構 造	鉄骨造・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・(2)階建/全(4)戸		
	種 類	事務所	新築年月	昭和62年 12月
面積	49㎡			
附属施設	1階事務所前面 1台駐車場			

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所

頭書(3) 契約期間

2021年 12月 15日 から 2023年 12月 14日まで
目的物件の引渡し時期 2021年 月 日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額100,000円 (別途消費税相当額10,000円)	管理・共益費	なし
家財保険料	借主様のご判断でご加入ください。	礼金	100,000円 (別途消費税 10,000円)
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No.	XXXXXXXXXX	
	本数	XXXX 本	
賃料等の支払時期	翌月分を毎月 末日まで		
賃料等の支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	XXXXXXXXXX	
	<input type="checkbox"/>	名義人	株式会社 春日部市住宅共同販売センター
	<input type="checkbox"/>		

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	
	(自宅)TEL	
	(勤務先)TEL	(会社名・部署名)
	(携帯)TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	

管理業者	商号又は名称 (株)春日部市住宅共同販売センター	
所在地	春日部市粕壁5670-2 TEL 048-754-8088	
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	国土交通大臣()第 号	
	(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士：登録番号)	※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	☑連帯保証人	氏名	
		住所	
		極度額	金、4,000,000円
	☐家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	
		主たる事務所の所在地	
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣()第 号

頭書(8) 更新に関する事項

契約期間は2年間限定のため、更新は不可とする。

頭書(9) 特約事項

- 1, 乙は現況のまま使用するものとする。後に設置した備品、造作物、私物を含め全てのものを撤去し現況に復して退室すること。又、その際、簡単な清掃をお願いします。
- 2, 本契約期間は2年間とし、更新はできない。但し、甲の承諾がある場合に限り期間を定め再契約ができるものとする。
- 3, 敷地内に自動販売機の設置は認めるが、清掃管理を乙が責任をもって行う事。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

2021年 12月 15日

甲・貸主	氏名	[Redacted]	TEL
	住所	[Redacted]	
乙・借主	氏名	白土 幸三	TEL 098-795-7140
	住所	春日部市瑞穂西3-4-13	
丙・ 連帯保証人	氏名	[Redacted]	TEL [Redacted]
	住所	[Redacted]	
	極度額	金、4,000,000円	

		A	B	
宅地建物取引業者	主たる事務所 所在地・TEL	埼玉県春日部市粕壁5670-2 048-754-8088	主たる事 務所 所在地・TE	
	商号又は名称	株式会社 春日部市住宅共同販売セン [Redacted]	商号又は 名称	®
	代表者の氏名	[Redacted]	代表者の 氏名	
	免許証番号	埼玉県 知事 [Redacted] 号	免許証番 号	大臣 知事 ()第 号
	免許年月日	[Redacted]	免許年月	年 月 日
宅地建物取引士	氏 名	[Redacted]	氏	®
	登録番号	[Redacted]	登録番	() 第 号
	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	主たる事務所に同じ		業務に従事す 事務所 名 事務所所 在 地 TEL

※欄は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号 26 -1

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>支出年月日</p> <p style="text-align: center;"> 5年 6月 2日 </p>	<p>支出額</p> <p style="text-align: center;"> 5 3 2 4 0 </p> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	<p>使 途</p> <p>事務所家賃(6月分) $133100円 \div 2 \times \frac{8}{10} = 53240円$</p> <p>政務活動の使用する割合が8/10のため</p> <p>自民党経産部と共同事務所のため折半</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

領 収 証

No. 007725

浅井明 様

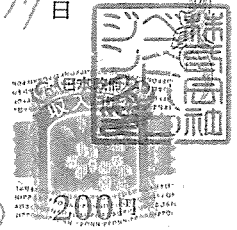
2023年6月17日

金額

¥ 133,100 -

但し 本 森田ビル201号室 6月賃料として (2月2023年5月2日入金/132,098円 2023年6月2日入金)

上記の金額正に領収いたしました



内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

BEST HOUSING

株式会社ベストハウジ

- 本 社 〒340-0016 埼玉県草加市中央2丁目1番5号
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029
- 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
- 草 加 店 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
- 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
- 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885

扱 者 印



社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

26-2

建物賃貸借契約書(事業用)

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	森田ビル		
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24		
構造・規模	鉄骨造陸屋根3階建て		
用途	事務所		
契約面積	2階部分	35,34㎡	

(2) 使用目的

県政事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2020年7月1日から	3年0月間	
終期	2023年6月30日まで		

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額	117,700円	(内消費税等	10,700円	・税率10%)
共益費(管理費)	月額	15,400円	(内消費税等	1,400円	・税率10%)
保証金(敷金)		321,000円	賃料の3ヶ月相当額		
保証金(敷金)の償却・敷引	1. 貸主は、借主に対し延滞賃料、損害賠償金その他の債権を有するときは、いつでも敷金からそれらを差し引く(相殺)することができる。この場合、借主は直ちに、差し引かれた敷金を補充しなければならない。2. 貸主は、この契約が終了し借主が本事務所の明け渡しを完了した後3ヶ月以内に、貸主の住所又は貸主の指定する場所において、敷金から前項の相殺分を差し引いて、残額を借主に返還する。				
		円			円
礼金		〆円			
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を毎月27日までに支払う			
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>				
	振込先金融機関名・支店名			口座種別	
	口座番号		口座名義人・フリガナ		
	振込手数料負担者	借主	持参先		

(5) 貸主

貸主	氏名		電話	()
	住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

26-3

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 1 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/>	円
--------	---------------------------------------------------------------------------	---

特約条項

- ・借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。
この場合借主は書面にて承諾の依頼をするともに配置図などを添付することとする。
貸主は借主に対し書面により承諾することとする。
- ・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(法定消費税別途)を支払うこととする。
- ・更新料は賃料1ヶ月分に別途法定消費税がかかります。
- ・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和2年6月7日

貸主 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

借主 住所 越谷市越ヶ谷1丁目8-6

氏名 浅井 翔 電話番号 048(962)5777

連帯保証人 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

極度額 3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 媒介 ・ 代理

取引態様 媒介 ・ 代理

免許証番号 国土交通大臣(4)第 6029 号

免許証番号 第 号

事務所所在地 埼玉県草加市栄町3丁目4-6

事務所所在地

商号 株式会社 ベストハウジング

商号

代表者等 八巻 康雄

代表者等

登録番号 ([Redacted]) 第 [Redacted] 号

登録番号 第 号

宅地建物取引士 [Redacted]

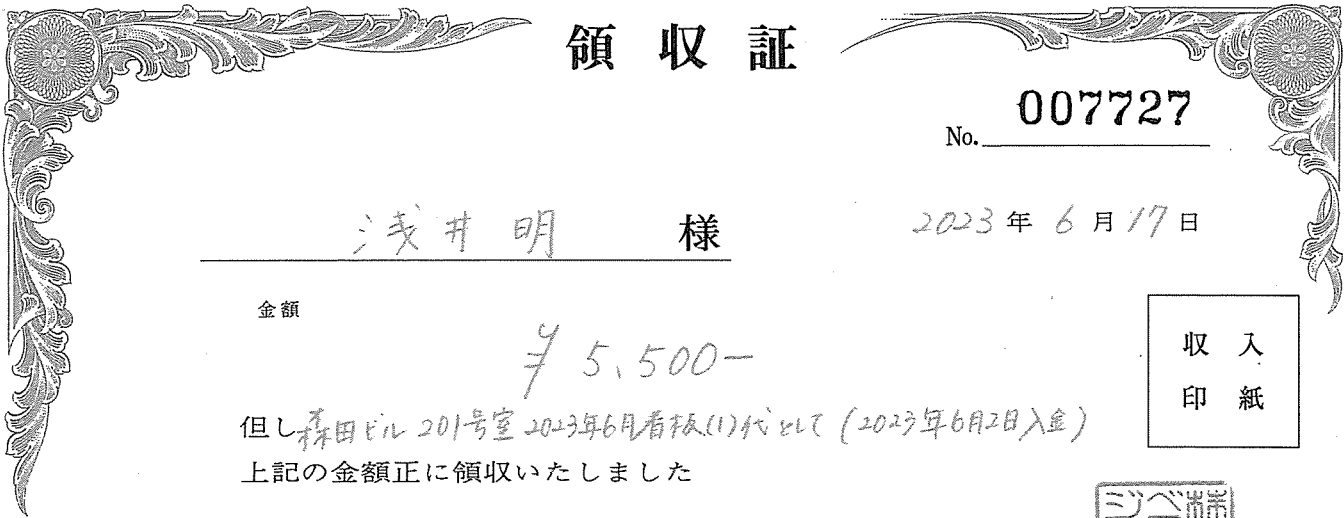
宅地建物取引士

整理番号 00 -7 -1

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日	05 年 06 月 02 日	支出額	百万 千 円 0 0 4 4 0 0
使途	<p>事務所看板代(6月分)</p> <p>$5,500円 \times \frac{8}{10} = 4,400円$</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため</p>		



領 収 証

No. **007727**

浅井明 様

2023年6月17日

金額

¥ 5,500-

収 入
印 紙

但し森田ビル 201号室 2023年6月看板(1)代として(2023年6月2日入金)

上記の金額正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

BEST HOUSING

株式会社ベストハウジング

- 本社 〒340-0016 埼玉県草加市中央2丁目1番5号
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029
- 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
- 草加店 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
- 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
- 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885

扱者印



社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

27-2 建物賃貸借契約書(事業用)

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	森田ビル		
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24		
構造・規模	鉄骨造陸屋根3階建て		
用途	事務所		
契約面積	2階部分	35,34㎡	

(2) 使用目的

県政事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2020年7月1日から	3年0月間
終期	2023年6月30日まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額 117,700円	(内消費税等 10,700円・税率10%)
共益費(管理費)	月額 15,400円	(内消費税等 1,400円・税率10%)
保証金(敷金)	321,000円 賃料の3ヶ月相当額	
保証金(敷金)の償却・敷引	1. 貸主は、借主に対し延滞資料、損害賠償金その他の債権を有するときは、いつでも敷金からそれらを差し引く(相殺する)ことができる。この場合、借主は直ちに、差し引かれた敷金を補充しなければならない。2. 貸主は、この契約が終了し借主が本事務所の明け渡しを完了した後3ヶ月以内に、貸主の住所又は貸主の指定する場所において、敷金から前項の相殺分を差し引いて、残額を借主に返還する。	
礼金	〆円	円
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を毎月27日までに支払う
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>	
	振込先金融機関名・支店名	口座種別
	口座番号	口座名義人・フリガナ
	振込手数料負担者	借主 持参先

(5) 貸主

貸主	氏名		電話	()
	住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

27-3

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 1 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/>	円
--------	---------------------------------------------------------------------------	---

特約条項

- 借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。
- この場合借主は書面にて承諾の依頼をするともに配置図などを添付することとする。貸主は借主に対し書面により承諾することとする。
- 看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(法定消費税別途)を支払うこととする。
- 更新料は賃料1ヶ月分に別途法定消費税がかかります。
- 更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和2年6月7日

貸主 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

借主 住所 越谷市越谷1丁目8-6

氏名 浅井 朋 電話番号 048(962)5777

連帯保証人 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

極度額 3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様	<input type="checkbox"/> 媒介 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 代理	取引態様	<input type="checkbox"/> 媒介 ・ <input type="checkbox"/> 代理
免許証番号	国土交通大臣(4)第 6029 号	免許証番号	第 号
事務所所在地	埼玉県草加市栄町3丁目4-6	事務所所在地	
商号	株式会社 ベストハウジング	商号	
代表者等	八巻 康雄	代表者等	Ⓡ
登録番号	(第 号)	登録番号	第 号
宅地建物取引士	[Redacted]	宅地建物取引士	Ⓡ

整理番号 14

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>支出年月日</p>	<p>令和</p> <p>5年6月6日</p>	<p>支出額</p>	<p>百万 千 円</p> <p>1170</p> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>
--------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>使 途</p>	<p>合鍵作成</p> <p>$1,300 \times 0.9 = 1,170$</p>
------------	----------------------------------------------------------

<p>領収書等貼付欄</p>	<p>埼玉県議会自由民主党議員団</p>
<p>2023年06月06日</p> <p>領 収 書</p> <p>金子ゆうた 県政調査事務所 様</p> <p>¥1,300-</p> <p>引合ガギ代として 正に領収致しました)</p> <p>合ガギ・靴修理・はんこ 時計電池交換 他</p> <p>アルテスタ鴻巣店</p>	<p>一連No000013 領収No003056</p> <p>税抜金額 ¥1,182- 消費税等 ¥118-</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)</p> </div> <p style="font-size: 2em; margin-top: 20px;">アルテスタ 鴻巣店</p>
<p>※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。) ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。</p>	